

法科大学院認証評価

自己評価書

近畿大学大学院法務研究科法務専攻

平成25年6月

近 畿 大 学

目 次

I	現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
第1章	教育の理念及び目標	4
第2章	教育内容	9
第3章	教育方法	26
第4章	成績評価及び修了認定	36
第5章	教育内容等の改善措置	51
第6章	入学者選抜等	56
第7章	学生の支援体制	65
第8章	教員組織	78
第9章	管理運営等	91
第10章	施設、設備及び図書館等	97
第11章	自己点検及び評価等	100

I 現況及び特徴

1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名
近畿大学大学院法務研究科法務専攻
- (2) 所在地
大阪府東大阪市
- (3) 学生数及び教員数(平成 25 年 5 月 1 日現在)
学生数：35 人
教員数：14 人(うち実務家教員 4 人)

2 特徴

(1) 沿革と理念

本法科大学院が所属している近畿大学は、現在、本法科大学院、大学院 11 研究科、13 学部 48 学科、20 の研究所、3 つの総合病院をもつわが国有数の私立総合大学である。大正 14 年創立の大阪専門学校法律科・商科・政治科と、昭和 18 年創立の大阪理工科大学を母体として、昭和 24 年、新学制により近畿大学として設立された。法学教育については、昭和 25 年の法学部法律学科設置及び昭和 40 年の経営法学科設置以降、大学院法学研究科修士課程の設置、同博士課程の設置、とその教育活動の幅を広げてきた。さらに平成 16 年に、今般の司法制度改革の一環として構想された法科大学院を設置するに至った。本学は「人格の陶冶と実学教育」という建学精神を有し、また「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人を育成する」という教育理念を掲げている。これに基づき法学部では、実学重視の法学教育を実践し、法律学科と経営法学科の 2 学科を設け、実社会の需要に応じた法律専門職や法的素養を備えた社会人の養成をめざしてきた。平成 16 年度からは、教育内容をより拡充発展させるために経営法学科を政策法学科に名称変更した。さらに、当初は全国的にも数少なかった法廷教室を設置し、国家試験研修所（司法試験部門・公務員試験部門）を開設するなど施設の整備に努めてきた。

本法科大学院は、こうした教育的伝統と豊かな制度的資産を引き継ぎながら、時代の要請に応える新たな実学重視の専門教育をめざし、これに取り組もうとするものである。

(2) 目的

国際化の時代を迎え、複雑化・多様化した今日の社会において、各種法的問題を「法の支配」の理念に基づき

迅速、適切に処理するための社会的基盤の整備が求められている。法科大学院構想は、このための人的基盤の整備にかかわるものである。

本法科大学院は、このような社会的要請のもとで設置され、前述のような、本学の建学精神と教育理念を尊重しつつ、幅広い教養と専門的知識、また、健全な市民感覚とグローバルで多角的な視座を持ち、チャレンジ精神旺盛な法曹を養成することを、その目的としている。

(3) 特徴

(ア) 密度の高い少人数教育

本法科大学院は、入学定員を 40 名とし、密度の高い専門教育を行っている。司法制度改革がめざす新しい日本社会では、行政指導などの事前の個別規制に代えて、法的ルールに従った自由で創造的な個人や企業の活動が期待され、それを支える法曹も創造的な権利実現とルール作りを可能にする能力を身につける必要がある。そのために、授業では、基本的な知識のみならず、専門的かつ高度な学問的内容の教材も用い、徹底した双方向・多方向の授業により、柔軟で創造的な思考の鍛錬をしている。他方で、基本的な知識の習得のために、様々な補習や学習会、学習指導教員やティーチング・アシスタントの採用、クラス担任制、インターネットによる学習支援システムの整備など、多様な教育支援体制を整えている。

(イ) 地域社会への貢献

本法科大学院の位置する東大阪には、人工衛星の独自開発計画などの高度な技術を有し、世界に羽ばたく中小企業が多く存在している。従来看過されがちであった、そのような企業に対する法的支援は、今後の重要な課題の一つである。本法科大学院は、そのような領域で活躍しう人材を養成するとともに、かかる国際性を備えた地域の法的拠点となることをめざし、地域社会の発展に貢献しう科目を開設し、リーガルクリニックを実施している。

(ウ) 教育方法の改善と教職員の連携

学生による授業評価アンケートや、ピア・レビューの実施、FD（ファカルティ・ディベロップメント）研修会の開催により、新しい法科大学院での教育のあり方について現状分析をした上で、教職員間で相互に積極的に議論し、研鑽を積んでいる。教員組織も小規模であり、法科大学院の開設に向けて協力してきた事務部との緊密な

連携もあり、組織全体において、司法制度改革の理念や本法科大学院の教育理念・目的に対する深い理解が共有されている。

(エ) 施設の充実

本法科大学院の施設は、法科大学院開設と同時に完成

した新校舎の8階・9階・10階にあり、様々な機器を備え付けたマルチメディア教室や演習室、個人専用のデスクを置いた自習室、専門の司書を置いた図書室を擁するなど、教育目的の実現にふさわしいものとなっている。自習室や図書室は学生の24時間利用が可能である。

II 目的

1 教育理念と基本目的

前述のように、本学の建学の精神は、「人格の陶冶と実学教育」であり、「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人を育成すること」をその教育理念としている。本法科大学院は、このような建学精神と教育理念を踏まえつつ、今般の司法制度改革という国家的事業の一環として、将来の日本において「法の支配」を実現するために不可欠な人的基盤としての法曹を養成する専門職大学院として設置された。これまで法的サービスの観点からは看過されてきた地域や生活関係にも、必要かつ適切な法的救済を与え、個々人が自由でありかつ公正な社会が実現されていくために専門的能力を発揮し、またこれからの国際化時代に備えるために、幅広い教養と高い識見、また、健全な市民感覚とグローバルで多角的な視座をもち、チャレンジ精神旺盛な法曹を養成することを基本目的としている。

2 養成しようとする法曹像

この教育理念と基本目的の下に、具体的には次のような法曹養成をめざしている。

(1) 市民生活法曹の養成

法曹には、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力などの基本的資質が求められる。本法科大学院では、非法学部出身者や社会人にも開かれた選抜方法をとることで社会の中から多様で幅の広い人材を確保するとともに、少人数の双方向・多方向授業による法学教育を通じて、これらの基本的資質の涵養をはかり、「国民の社会生活上の医師」にふさわしい法曹（市民生活法曹）の養成をめざしている。

グローバル化が進んだ今日においては、国内外の動向を視野に入れ、個人、企業、行政、政治をはじめとする幅広い分野で高度の専門性をもって活躍する信頼される法曹が強く求められている。また、これまで日本では司法の過疎が放置されてきたが、全国どの街でも市民が適切な法的救済を受けられるような社会となることも強く要請されている。この要請に応える社会生活上の医師としての法曹の養成は、まさに「信頼される人の育成」という本学の教育理念を实践するものに他ならない。

(2) 国際性豊かなビジネス法曹の養成

上記(1)に述べた法曹として求められる基本的資質を前提に、本法科大学院では、さらに、国際性を備えた法曹の養成をめざしている。わが国の社会・経済は、否応なく国際化を遂げているものの、法曹の国際化は十分ではなく、今回の司法制度改革の遠因の一つもそこにあると考えられる。層の厚い法曹を背景とする諸外国の弁護士サービスなどの進出に対抗していけるだけの能力を備えた、国際性豊かなビジネス法曹（国際ビジネス法曹）の養成が必要である。

また、本学が位置する東大阪市とその周辺には、日本経済を牽引してきた世界で活躍する中小企業が多く存在する。このような立地環境にかんがみると、中小規模の企業の法的需要に十分応えられる法曹の養成も重要な目標でなければならない。経済活動の国際化に伴い、これらの企業も、従来型の法的紛争のみならず、国際的あるいは先端的分野の法的紛争に対して新たな対応を迫られている。これまで司法の容量不足のため、とりわけこ

これらの分野において十分な法的サービスが受けられなかった地域社会に対し、本法科大学院が世界に通用する法的サービスや情報を供給することのできる拠点となることも重要な役割であると考えている。本法科大学院は、地域と国際的先端分野が結びついたような場面で活躍する法曹の養成をめざしている。これは、「実学」という建学の精神を実現するものである。

（３） 目的と理念などの公表

以上に述べた、司法制度改革にそった本法科大学院の設置の経緯、教育の基本的理念と目的、養成しようとする法曹像については、ホームページ上で明記して公表している。法科大学院への進学を考えている人や受験生や入学予定者に対しては、説明会などの開催により、これらの教育理念などの理解をうながし、本法科大学院で教育を受けるのにふさわしい学生を迎えることができるように努めている。

Ⅲ 章ごとの自己評価

第1章 教育の理念及び目標

1 基準ごとの分析

1-1 教育の理念及び目標

基準 1-1-1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

(基準 1-1-1 に係る状況)

本法科大学院は、「法の支配」に基づいた透明かつ公正な社会を実現しようとする司法制度改革の理念にそって、その人的基盤を整備するために不可欠な、新しい法曹養成のための専門教育の一翼を担おうとするものである。国際化、価値観の多様化に直面する現代の日本社会においては、従来になく多様で複雑な紛争が、行政、企業活動、日常生活などのあらゆる分野で生じてきており、それに対処するために、多様な資質を持った優れた法曹が全国に広く活躍し、求められる高度の専門性を提供していかなければならない。しかし、ここで要求される法曹教育には、単に多様性と専門性の追求だけでなく、透明で公正なルールに基づいた人々の相互理解の追求という、「法の支配」の理念に対する深い共感と理解が必要とされる。

資料「設置の趣旨および必要性」

国際化の時代を迎え、複雑化・多様化した今日の社会において、各種法的問題を「法の支配」の理念に基づき迅速かつ適切に処理するための社会的基盤の整備が求められています。今般の司法制度改革は、人的基盤の拡充、制度的基盤の整備、国民的基盤の確立をめざして、司法制度整備に関する諸課題を明らかにしています。法科大学院構想は、これら諸課題の根底にある基盤整備にかかわり、「法の支配」が貫徹された公正な社会を実現するための担い手である法曹を養成しようとする国家的な一大事業であります。かかる21世紀の司法を担う法曹には、その基本的資質として、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等と、さらに、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野の知見、外国法の知見、国際的視野、語学力等が要求されます。

本法科大学院の設置は、このような国家的事業の一翼を担おうとするものであるとともに、本学の建学精神および教育理念を尊重しつつ、広い教養と良識、また、健全な市民感覚とグローバルで多角的な視座をもち、チャレンジ精神旺盛な法曹を養成することを、その基本理念および目的とします。これらを実現するために、本法科大学院は、法学教育に関する伝統的資産を活用して、社会の要請に応える新たな実学重視の教育を行い、21世紀の市民社会に貢献しようとするものであります。

(出典：設置認可申請書、法科大学院ホームページ)

このような社会の要請に応じて、本法科大学院は、幅広い教養と専門的知識、健全な市民感覚とグローバルで多角的な視座を持ち、チャレンジ精神旺盛な法曹を養成することを基本的な教育目的としており、より具体的には次の法曹像を掲げている。

① 市民生活法曹の養成

本法科大学院では、「国民の社会生活上の医師」にふさわしい法曹（市民生活法曹）の養成を目指している。行政主導型の社会ではなく、公正なルールに基づいた市民の自発的な紛争解決を助けるための、社会生活上の医師としての法曹の養成は、必要とされる法的救済が社会にいきわたり、健全で公正な社会を実現しようとする司法制度改革と、それにそった本法科大学院の教育目的に適合するものである。

② 国際性豊かなビジネス法曹の養成

本法科大学院では、さらに、国際性を備えた法曹の養成を目指している。本学が位置する東大阪市とその周辺には、日本経済を牽引してきた、世界で活躍する中小企業が多く存在する。このような立地環境にもかんがみ、中小規模の企業の経済活動の国際化に伴う法的需要に十分応えられる、国際性豊かなビジネス法曹（国際ビジネス法曹）の養成を目標としている。

以上のように設定された本法科大学院の教育の理念及び目標は、多様かつ広範な国民の要請にこたえることのできる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた法曹を要請するという法科大学院制度の目的に適合している。【解釈指針1－1－1－1】

資料「どのような法曹を養成するのか」

本法科大学院においては、法曹として求められる基本的資質を身に付けさせるとともに、国際性さらには地域に根ざした国際性を備えた法曹を養成することを基本方針とします。

法曹には、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等といった基本的資質が求められます。本法科大学院では、非法学部出身者や社会人にも開かれた選抜方法をとるとともに、少人数の双方向教育を通じて、これらの基本的資質の涵養をはかり、「国民の社会生活上の医師」にふさわしい法曹（市民生活法曹）の養成をめざします。

そのような基本的資質を前提に、本法科大学院では、とくに、国際性を備えた法曹の養成をめざします。わが国の社会・経済は、否応なく国際化を遂げているものの、法曹の国際化は十分ではなく、今回の司法制度改革の遠因の一つはそこにあると考えられます。層の厚い法曹を背景とする諸外国の弁護士サービス等の進出に対抗していけるだけの能力を備えた国際性豊かな法曹（国際ビジネス法曹）の養成が必要であります。

なお、本法科大学院の立地環境の特性に鑑みると、中小規模の企業の法的需要に十分応えられる法曹の養成も、重要な課題であると考えられます。経済活動の国際化に伴い、これらの企業といえども、従来型の法的紛争のみならず、国際的あるいは先端的分野の法的紛争に対して十分な対応を迫られています。そのような需要に応えるべく、本法科大学院では、地域に根ざした国際性を備えた法曹の養成をもめざします。

（出典：設置認可申請書、法科大学院ホームページ）

上記に示した本法科大学院の教育理念及び目標については、毎年改定発行するパンフレット、適宜更新するホームページ等の媒体、説明会における紹介等により、学内外に広く周知しているほか、日常の教育実践において学生に周知することにより、明確に示されている。【解釈指針1－1－1－2】

基準 1-1-2

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

(基準 1-1-2 に係る状況)

(1) 履修モデル

本法科大学院では、基準 1-1-1 で述べた教育の理念及び目標を達成するため、目指す法曹像にそって3年間の履修モデルを作成し、学生の目的に応じた履修を行うための参考の用に供している。

市民生活法曹については、とりわけ、専任教員によるものも含め、展開・先端科目として「消費者法」「現代商取引法」「労働法」「生命倫理と法」「特別演習（損害賠償責任法）」「特別演習（少年法）」「特別演習（現代地方自治論）」等を開設している。

また「リーガルクリニック」が2年・3年生向けの実務基礎科目のひとつとして実施されている。その目的は、学生に対して、生の事実に接しながら生きた法律を学ぶ機会を与えるとともに、本法科大学院の立地する東大阪の市民や中小企業に対して民事及び商事に関する様々な法的サービスが無償で提供するところにある。平成18年度からは八尾市による法律相談との連携により、本法科大学院の法律相談を紹介してもらう体制を整え、臨床教育と地域貢献の連結を図っている。

国際性豊かなビジネス法曹の養成に適った教育として、まず国際性の涵養については展開・先端科目群において、「国際法 A（国際人権法）・B（国際法適用論）」「国際私法」「国際取引法」「国際経済法」「国際租税法」などの科目を開設しており、またアメリカ人弁護士を担当者とした「英語法文書作成」も開設している。また、基礎法学・隣接科目群において、「英米法」「アジア法」「比較法史」を開設しており、上記アメリカ人と中国人の教員などが担当している。外国の法思想や法制度のあり方を学ぶことにより、学生は日本法とその背景にある日本社会の特徴について、異なった観点からの理解を深めることが期待される。

ビジネス法曹の養成に関連しては、中小企業の多い東大阪市とその周辺での貢献を念頭においた「知的財産法 A（特許・実用新案・意匠）・B（著作権・商標・不正競争）」「金融担保法」「倒産処理法 A（破産法）・B（倒産法制）」「特別演習（企業活動におけるコンプライアンス）」を2・3年次に開設している。

別添資料1「近畿大学法科大学院パンフレット(2014)」

p.7 履修モデル

(2) 学生数／学業成績・在籍状況

基準 1-1-1 で述べた教育の理念及び目標を達成するため、本法科大学院の特色の1つである少人数教育によって綿密な教育及び学生対応を実施している。入学者選抜試験においても、厳正な審査の上で能力の高い志願者を選抜している。在学生の進級要件も客観的かつ明確に設定していることから留年者も見られるが、とくに平成21年度以降は学業成績の向上が見られ留年者数が減少している。

別添資料2「平成24年度成績評価分布表」

別紙様式2「学生数の状況」

(3) 修了生の活動状況

最近の法科大学院修了者は、平成20年度33名、同21年度33名、同22年度23名、同23年度16名、同24年度18名となっており、修了生のうち司法試験合格者においては、平成20年度修了生で9名が弁護士となっており、2名が司法修習中である。同様に、平成21年度修了生では6名が弁護士、1名が司法修習中、平成22年度修了生では4名が弁護士、3名が司法修習中、平成23年度修了生では2名が司法修習中となっている。修了生の活動状況については、資料のとおりである。【解釈指針1-1-2-1】

資料「法科大学院修了者数及び進路状況」(平成25年5月1日現在)

(単位:人)

修了年度	司法試験合格				就職	その他(司法試験受験準備含む)	不明	計
	弁護士(事務所)	弁護士(企業)	検事任用	司法修習				
17年度	4	0	0	0	1	0	1	6
18年度	3	0	0	0	4	0	15	22
19年度	6	0	1	2	1	0	16	26
20年度	8	1	0	2	2	2	18	33
21年度	6	0	0	1	6	9	11	33
22年度	2	2	0	3	0	16	0	23
23年度	—	—	—	2	0	14	0	16
24年度	—	—	—	—	—	18	—	18

(出典:法科大学院資料)

2 特長及び課題等

本法科大学院が目指す「法の支配」に基づく社会の実現の重要性と、そこにおいて必要な健全な市民的良識や多角的・主体的思考能力を備えた法曹の養成という基本目的については、開設以来の教育や啓発活動を通して学生の間に浸透している。

具体的取組みにおいては、まず授業で、多角的な視座と幅広い教養を身につけチャレンジ精神と主体的な思考力を鍛えるために、単なる知識や論点の暗記ではなく、背景となる思想や先端的問題も扱い、応用力強化のために多様な事例の比較検討を行うこととしている。また、とくに展開・先端科目群において多様な授業科目を開設しているほか、双方向・多方向の授業により質疑応答の仕方を学び、議論を通じた紛争解決能力を養うことを目指している。

他方で、高度な授業内容の前提となる基本的知識の学習については、様々な補習や学習会、学習指導教員、クラス担任制、インターネットによる学習支援システムである「TKC 法科大学院教育研究支援システム」の整備などにより、支援体制を整えている。

本法科大学院が目指す法曹像に対応した法曹養成のための教育に適した科目を開設していることに加え、「リーガルクリニック」をはじめとする臨床教育科目や法律相談の実施についても、臨床教育委員会を設置するなどの組織的対応をとっている。これにより、内容の充実化や成績評価の緻密化、法律相談の広報の拡大、他の臨床教育科目である「エクスターンシップ」と「模擬裁判」のカリキュラム編成やその実施方法について継続的な検討が行われ、成果を挙げている。

修了生の支援体制として、実務家教員を中心とするキャリア支援委員会を新設し、法曹三者との接触の機会を設けることとともに、司法試験合格後の弁護士事務所への就職の相談窓口となること、司法試験に合格できなかった者に対しても就職の相談窓口となることを目的とした組織体制をとっている。そうした体制整備により、弁護士事務所への情報提供や就職先の決定、司法試験に合格できなかった者への求人依頼の情報提供や民間企業の企業法務への就職等が行われている。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

（基準2-1-1に係る状況）

（1） 本法科大学院は、本学唯一の専門職大学院として、既存の法学部や法学研究科とは全く独立の組織として設置されている。教育内容としては、法科大学院は法曹養成を目指す教育機関として、法学部は、それ以外の法律関係職従事者、法的素養を持った社会人、各種の公務員等を養成する教育機関として、それぞれ異なった目的を有しており、カリキュラム上の連続は全く存在していない。また、本学の法学研究科（特に博士前期課程）においては、従来から税理士、司法書士及び公務員等を目指す者が多く、法曹以外の法律関係職従事者の養成に一定の役割を果たしており、法科大学院教育とは、その目的においても組織においても明確に異なっている。なお、本学の法学研究科の後期博士課程は法学研究者の養成を目的としており、本法科大学院が法曹実務家の要請を主眼としている点で区別される。将来的には法科大学院修了者の中から法学研究者も養成されるべきであると考えるが、現在は実務家養成を主眼としている。

別添資料3「法学部履修要項(平成25年度)」

別添資料4「大学院法学研究科履修要項(平成25年度)」

また、本法科大学院のアドミッション・ポリシーである公平性、開放性、多様性の確保にかんがみ、入学に関する本学法学部及び法学研究科出身者に対する優遇措置は一切講じていない。

資料「アドミッション・ポリシー」

本法科大学院の入学選抜にあたっては、公平性、開放性、多様性を旨とし、多様なバックグラウンドを持ち、良き法曹となる資質を有する学生を広く受け入れます。

（1）公平性を確保するために、本学出身者枠を設けるなどの優遇措置はいっさい講じず、志願者をすべて公平に扱います。

（2）開放性、多様性を確保するために、学部段階での専門分野を問わず、多様なバックグラウンドを有する者を広く受け入れることとします。また、社会人等にも広く門戸を開放し、入学定員の3割以上の合格者を社会人や非法学部出身者から選抜することをめざします。

（出典：近畿大学法科大学院ホームページ・近畿大学法科大学院募集要項 2014）

(2) 教育課程においては、法律基本科目群、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群の4種の授業科目群を開設している。本法科大学院の教育理念と目的に基づき、法曹としての専門性を培うことができるように、「市民生活法曹」と「国際ビジネス法曹」に関する履修モデルを提示して、計画的履修ができるように配慮している。

別添資料1「近畿大学法科大学院パンフレット(2014)」

p.7 履修モデル

このうち、法律基本科目群については、法曹としての実務に必要な法知識や思考力の段階的習得を考慮して、1年次配当の科目では、基本的な法知識と法的思考を体系的に理解させ、2年次及び3年次配当の演習科目では、応用的・発展的な問題を学びつつ、より高度な法的思考力・分析能力を習得させ、さらに総合演習科目において、実体法と手続法を統合するとともに、個別法分野を超えた法制度相互間の関係を理解させることを目的としている。そして、平成24年度における全専任教員を構成員とするFD研修会における議論を踏まえて、法律基本科目については、「共通的な到達目標」を取り込んだレジュメの作成等に取り組んでおり、平成25年度以降は、「共通的な到達目標」が明示されたレジュメ等が学生に配付されることにより、より明確な目標の下に学生が学習することができる環境を提供することになっている。

実務基礎科目群については、法曹としての責任感及び倫理観の涵養のために「法曹倫理」を開設し、また、理論と実務の架橋のために民事訴訟実務、刑事訴訟実務及び公法系実務に関して、「民事訴訟実務の基礎」「民事弁護演習」「要件事実論」「民事裁判と事実認定」「刑事訴訟実務の基礎」「公法系訴訟実務の基礎」の6科目を開設し、これらを法曹三者に属する実務家が担当している。さらに、理論と実務を架橋する実践の場として、「リーガルクリニック」「模擬裁判」「エクスターンシップ」を開設している。

また、本法科大学院では、実務基礎科目や一定の展開・先端科目の授業、学習指導教員(若手弁護士)による学習会、最高裁判所判事や弁護士による講演会を行っている他、7-4-1にも記述するキャリア支援委員会を設置し、豊かな人間性並びに法曹としての責任感、倫理観を涵養するために、各年代の実務法曹と直接に接する機会の確保に努めている。

基礎法学・隣接科目群については、豊かな人間性並びに法曹としての正義感や「法の支配」の思想の理解を深め、人間社会や企業活動に貢献する人材を育成するために、「比較法史」「法社会学」「法理学」「会计学」を開設している。

展開・先端科目群については、豊かな人間性を養い、学生の幅広い興味関心を喚起するために、また本法科大学院の目指す法曹像のひとつである国際性を備えた法曹を養成するために、学生が様々なバックグラウンド及び多様な学歴を有することを考慮に入れて、専門的かつ先端的な科目を多数開設している。【解釈指針2-1-1-2】

別添資料5「平成25年度近畿大学法科大学院授業計画(シラバス)」

(3) 理論的教育においては、単に知識や論点を暗記させるのではなく、確実な基礎知識を学んだ上で、さらに、それを用いた主体的な思考や分析の力を習得させることを目指している。そのために、法の背景にある思想、法理論の体系、先端的な理論を学ばせ、また多様な事例や判例の比較検討を行っている。実務的教育においては、法曹三者

の出身の実務家により、事件記録教材などを使用し、実務家としての経験を十分に生かした、理論と実務の架橋にふさわしい内容の授業を提供している。

これらの教育を段階的かつ完結的に実施し、司法試験及び司法修習と有機的に連携された法学教育の「プロセス」を重視するという法曹養成機関の目的に照らして、次のような教育課程が編成されている。法律基本科目については、1年次で基礎的な内容を学び、2年次で応用・発展的な内容に進むとともに、実体法と手続法の統合の面から学修する。実務基礎科目については、法曹となるための心構えとして重要な「法曹倫理」を入学初年度に学び、さらに、訴訟実務に関する科目を、理論的教育がひととおり終了した3年次の段階で学ぶ。展開・先端科目群についてもまた、法学未修者が1年次に最も基本的な法律の学習を終えた後で、各々の興味にしたがって学習範囲を拡げていくことができるように、2・3年次の配当となっている。なお、基礎法学・隣接科目群のうち、法解釈学の知識を必ずしも前提としない科目（会計学、比較法史、法社会学）については、1年次からの履修を認めている。

教育の方法としては、柔軟な思考力、分析力、表現力等の習得のために、質疑応答や議論により思考を深める「ソクラティックメソッド」、これにより事例を分析していく「ケースメソッド」という、双方向・多方向の授業を、科目の性質を勘案しつつ、可能な限り採用している。【解釈指針2-1-1-1】

資料「近畿大学法科大学院学則」

（目的）

第1条 本大学院は、法理論と法実務を架橋する実践的な法学教育を行うことにより、高度で専門的な職業能力を有する法曹の養成に寄与することを目的とする。

（教育方法・内容）

第5条 本大学院の教育は、理論と実務の架橋をめざし、法理論教育を中心としつつ実務教育の導入部分も併せて実施するものとする。その実施にあたっては、少人数教育を基本とし、講義、事例研究、討論、実務演習、その他の適切な方法により、これを行うものとする。

（出典：近畿大学法科大学院学則）

基準 2-1-2：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2-1-2 に係る状況)

(1) 1 年次配当の法律基本科目においては、基礎的な法知識を確実に習得させるとともに、基本的な考え方を体系的に理解させることを目的としている。具体的には、従来、公法系科目として、「憲法 A (統治の基本構造)」「憲法 B (基本的人権の基礎)」「行政法」、民事法系科目として、「民法 A (総則・物権総論)」「民法 B (債権総論・担保物権)」「民法 C (債権各論・家族法)」「商法 A (会社法)」「商法 B (商法総則・商行為・手形法)」「民事訴訟法」、刑事法系科目として、「刑法 A (総論)」「刑法 B (各論)」及び「刑事訴訟法」の 12 科目 (すべて必修科目) であった。平成 22 年度より、1 年生配当の法律基本科目につき 6 単位の増設が認められたことから、本法科大学院では、商法を除く 6 科目につき、法学基礎という科目を開設している。ただし、この法学基礎という科目は選択必修科目であり、6 科目中の 5 科目が単位として参入される。商法については、学習すべき分量の多さや学生になじみが薄いという点を考慮して、従来 2 単位であった商法 A (会社法) を 3 単位として開設している。

2 年次の演習は、応用的・発展的な問題を学びながら、法的思考力・分析能力をより高度なものとすることを目的としている。具体的には、「憲法演習 A (基本的人権)」「憲法演習 B (憲法訴訟)」「行政法演習」「民法演習 A (総則・物権総論)」「民法演習 B (債権総論・担保物権)」「民法演習 C (債権各論・家族法)」「商法演習 A (会社法各論 1)」「商法演習 B (会社法各論 2)」「民事訴訟法演習」「刑法演習」「刑事訴訟法演習」及び「刑事法総合演習」の 12 科目である。

さらに、3 年次では、法律基本科目の仕上げとして、具体的な事案の解決及び実体法と手続法の統合という視点から、「司法審査論演習」「公法総合」「民事法総合演習」「民法事例演習」「刑事法事例演習」を法律基本科目として配置している。このうち、「民事法総合演習」のみが必修科目であり、その他は選択必修科目である。従来 3 年次では実務系基礎科目が重点的に配置されていたが、法律基本科目との有機的連携及び機能的融合という観点から、平成 20 年度から 2 年次配当であった「民事法総合演習」を 3 年次配当へと移行させ、また「司法審査論演習」および「民法事例演習」を新設した。これにより、3 年次においても、公法系、民事系及び刑事系のすべての分野について、実践的な演習科目を配置することにより、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野における知識の習得とその応用を図っている。【解釈指針 2-1-2-1】

(2) 実務基礎科目については、理論と実務の架橋を重視し、民事訴訟実務の基礎に

関しては裁判官と訴訟代理人の立場の違いを明らかにする趣旨で、また刑事訴訟実務の基礎に関しては法曹三者の立場の違いを明らかにする趣旨で、「民事訴訟実務の基礎」「要件事実論」「刑事訴訟実務の基礎」の3科目を、必修科目として開設し、それぞれ関係実務家教員が担当している。さらに、選択必修科目として、「公法系訴訟実務の基礎」「民事裁判と事実認定」が開設されており、「民事裁判と事実認定」については、民事訴訟における事実認定の重要性から、実際の事件を下に事実認定にかかる能力の涵養を図るという観点から、平成24年度に開設された。なお、「法曹倫理」は、必修科目として1年次に配当しているが、法学既修者として入学した者には初年度に履修させている。

法律基本科目で習得した知識を実践において役立たせる場として、2年次には「エクスターンシップ」を、2・3年次には「リーガルクリニック」を、3年次には「民事弁護演習」と「模擬裁判」を、それぞれ選択必修科目として開設している。【解釈指針2-1-2-2】

(3) 基礎法学・隣接科目については、法のあり方を根本から考える上で重要な基礎科目として、「法理学」や「法社会学」を開設するとともに、本法科大学院が重視している国際関係科目として「英米法」「アジア法」「比較法史」を開設している。これらの科目の内容は、学術論文や諸外国の判例や歴史的資料を用いたものである。この科目群については、現在では平成19年度から新たに開設された「会計学」を加えて6科目となっている。【解釈指針2-1-2-3】

(4) 展開・先端科目については、国民の社会生活上の医師にふさわしい「市民生活法曹」及び国際性豊かな「国際ビジネス法曹」という2つの履修モデルにしたがって履修できるように、公法系6科目、民事法系19科目、刑事法系3科目、国際法務系10科目を、2・3年次配当科目として開設している。

これらのうちには、中小企業の多い東大阪市とその周辺での貢献をも念頭においた「知的財産法A(特許・実用新案・意匠)・B(著作権・商標・不正競争)」「実践企業法務」「金融担保法」「倒産処理法A(破産法)・B(倒産法制)」「特別演習(企業活動におけるコンプライアンス)」などがある。

また、「市民生活法曹」養成との関連では「消費者法」「労働法」「生命倫理と法」「特別演習(損害賠償責任法)」などがある。なお、昨今、東大阪市やその近隣における労働法にかかる法律問題の増加とその解決の必要性に鑑み、平成24年度から「労働法判例演習」を開設している。

さらに、「国際ビジネス法曹」養成との関連では「国際私法」「国際取引法」「国際租税法」「国際経済法」「英語法文書講読」などがある。また、3年次には基本的な法律英語の習得と文書作成の方法を学ぶ「英語法文書作成」をアメリカ人弁護士の担当により開設している。【解釈指針2-1-2-4】

別添資料5「平成25年度近畿大学法科大学院授業計画(シラバス)」

別添資料6「平成25年度近畿大学法科大学院履修要項(Bulletin)」

p.36 開講科目一覧

基準 2－1－3：重点基準

各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。

（基準 2－1－3に係る状況）

基準 2－1－2 に述べたところから理解できるように、実質的に法律基本科目にあたる授業科目が基礎法学・隣接科目や展開・先端科目として開設されているような状況は存在しない。

法律基本科目については、各法分野における基本問題及び発展問題が網羅的・完結的に取り扱われており、将来の法曹として実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目となっている。

法律実務基礎科目は、主として実務家教員の主導により実施されており、法律基本科目との連携が密接に図られているものの、内容上法律基本科目に当たるものは存在しない。

基礎法学・隣接科目は、当該科目につき高度な知見を有する研究者教員（すべて兼任または兼任教員）によって実施されており、実質的に法律基本科目に当たるものは存在しない。

展開・先端科目は、法律基本科目及び法律実務基礎科目で習得した知識を応用的・先端的に発展させた科目となっており、内容的に法律基本科目に当たるものは存在しない。

【以上、解釈指針 2－1－3－1】

別添資料5「平成 25 年度近畿大学法科大学院授業計画（シラバス）」

別添資料6「平成 25 年度近畿大学法科大学院履修要項（Bulletin）」

p.36 開講科目一覧

基準 2-1-4：重点基準

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

（基準 2-1-4 に係る状況）

本法科大学院における法律基本科目に属する科目は、1 年次配当科目 18 科目 39 単位、2 年次配当科目 12 科目 24 単位、3 年次配当科目 4 科目 8 単位、2・3 年次配当科目 1 科目 2 単位である。1 年次配当科目については法学基礎を除いてすべて必修科目であり、選択必修科目である法学基礎については、6 科目中の 5 科目を選択することが可能である。2 年次配当科目については、すべて必修科目とされている（各 2 単位）。3 年次配当科目については、「民事法総合演習」のみ必修科目であり、その他は選択必修科目である（各 2 単位）。2・3 年次配当科目である「司法審査論演習」は選択必修科目として開設されている（2 単位）。

実務系基礎科目に属する科目は、1・2 年次配当の「法曹倫理」、2 年次配当の「要件事実論」、3 年次配当の「民事訴訟実務の基礎」及び「刑事訴訟実務の基礎」が必修科目として配置されている（各 2 単位）。加えて、2 年次配当科目として「エクスターンシップ」が、2・3 年次配当科目として、「民事裁判と事実認定」「リーガルクリニック」「ロイヤリング」が、3 年次配当科目として「公法系訴訟実務の基礎」「模擬裁判」「民事弁護演習」が選択必修科目として配置されている（各 2 単位）。必修科目 8 単位を含む 12 単位の習得が修了要件である。

基礎法学・隣接科目に属する科目は、「英米法」「アジア法」「法理学」「比較法史」「法社会学」「会計学」の 6 科目であり、これらはすべて選択必修科目として 1・2・3 年次または 2・3 年次に配当されている。6 科目すべて 2 単位科目として設置されており、4 単位以上（すなわち、2 科目以上）の習得が修了要件である。

展開・先端科目に属する科目は、公法系 6 科目、民事法系 19 科目、刑事法系 3 科目、国際法務 10 科目の合計 38 科目を配置している。すべてが選択必修科目であり、12 単位の習得が修了要件である。

以上から分かるように、本法科大学院では、教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されている。また、本法科大学院における授業科目は、本学の教育理念である「実学教育」と「人格の陶冶」、そして教育目的としての「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人を育成すること」、さらには、本法科大学院の教育理念・目標である「市民生活法曹と国際ビジネス法曹の養成」という点に照らして、学生の段階的履修に資するように、偏りなく各年次にわたって適切に配置されている。このことは、たとえば、法律基本科目においては、法制度の体系的理解や法解釈学における論理的思考能力を涵養するために、1 年次配当の理論的基礎を修得する科目の上に 2・3 年次の論理的分析力・思考力を修得する科目を積み上げる形で編成していること、また法律実務基礎科目については法律基本科目との有機的連携を考慮し、さらに展開・先端科目についても法律基本科目と同様に積み上げ方式を意識して、それぞれ科目配置と編成がなされていることに現れている。

別添資料1「近畿大学法科大学院パンフレット(2014)」

別添資料5「平成25年度近畿大学法科大学院授業計画(シラバス)」

別添資料6「平成25年度近畿大学法科大学院履修要項(Bulletin)」

p.36 開講科目一覧

基準 2－1－5：重点基準

基準 2－1－2（1）に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者1年次に配当される法律基本科目については、別に6単位を限度として必修とすることができる。

（1）公法系科目（憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。）

10単位

（2）民事系科目（民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

32単位

（3）刑事系科目（刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

12単位

（基準 2－1－5に係る状況）

本法科大学院における法律科目のうち必修科目は、公法系科目 12 単位、民事法系科目 35 単位、刑事法系科目 12 単位である。それぞれにつき、段階的積み上げ方式を採用している関係上、各年次に適宜配置されている。また、法律基本科目については原則として必修科目のみが存在し、1 年次においては「法学基礎」を除きすべて必修科目（公法系科目 6 単位、民事法系科目 21 単位、刑事法系科目 6 単位）である。2 年次配当の法律基本科目は、2・3 年次配当の司法審査論演習（選択必修科目・公法系 2 単位）を除き、すべて必修科目（公法系科目 6 単位、民事法系科目 12 単位、刑事法系科目 6 単位）である。また、3 年次においても、民事法系 2 単位が必修科目として配置されているほか、選択必修科目として公法系 4 単位、民事法系 2 単位、刑事法系 2 単位が配置されている。

別添資料1「近畿大学法科大学院パンフレット(2014)」

別添資料5「平成 25 年度近畿大学法科大学院授業計画(シラバス)」

別添資料6「平成 25 年度近畿大学法科大学院履修要項(Bulletin)」

p.36 開講科目一覧

基準 2-1-6：重点基準

(1) 基準 2-1-2 (2) に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目 (2 単位)

イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2 単位)

ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2 単位)

(2) (1) に掲げる必修科目 6 単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4 単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等の ADR (裁判外紛争処理) の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

ウ クリニック

(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

（法的文書（契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等）の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容）

（基準2－1－6に係る状況）

（1） 本法科大学院における法律実務基礎科目については、以下の科目を必修科目として設置している。

ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することをその内容とする「法曹倫理」（2単位）を1・2年次後期の配当科目として設置している。本科目においては、弁護士倫理のみならず、裁判官や検察官の役割やその行動規範についても、学修内容としている。

イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として、「民事訴訟実務の基礎」（2単位）を開設している。また、同様の目的を有する必修科目として「要件事実論」（2単位）、選択必修科目として「民事裁判と事実認定」（2単位）がある。

ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として、「刑事訴訟実務の基礎」（2単位）を開設している。

（2） 本法科大学院では、法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目として、「模擬裁判」「ロイヤリング」「リーガルクリニック」「エクスターンシップ」「民事弁護演習」「公法系訴訟実務の基礎」「民事裁判と事実認定」の各科目を選択必修科目として配置している。法律実務基礎科目については、必修科目8単位を含む12単位以上の修得を修了要件としていることから、上記選択必修科目の修得単位数は4単位以上となる。「リーガルクリニック」の履修年次は、2年次後期又は3年次前期とされており、「エクスターンシップ」については、2年次後期（正確には2年次と3年次の間の春期休暇中）とされている。他方、「法曹倫理」は、法学未修者については1年次前期、法学既修者については2年次後期の配当とされている。すなわち、遅くとも、双方の臨床教育科目を履修すると同時に「法曹倫理」を履修することとされている。

（3） 本法科大学院では、法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目として、「法曹倫理」という名称の科目が独立の授業科目として開設されている（必修科目、2単位）。また、上記（1）イ・ウで掲げた「民事訴訟実務の基礎」及び「刑事訴訟実務の基礎」の科目は、それぞれ元裁判官や元検察官、さらには現役の派遣裁判官といった実務家教員が担当しており、それぞれの経験等に従って、法曹倫理に配慮した教育が行われている。

（4） 本法科大学院においては、法情報調査及び法文書作成について独立した授業科目を開設しているわけではないが、以下のように、正規授業の内外で指導を行っている。まず、法情報調査については、正規の授業開始以前のガイダンスの一環として、リーガルリサーチを行っている（平成25年度入学生に対しては、平成25年3月26日に開催）。ここでは、判例等のデータベースの利用方法、法律文献の検索方法、WEBその他のツールにより収集できる資料の検索方法等の指導を行っている。加えて、1年次配当の授業科目の中で、具体的な法分野における判例や文献の検索方法を始め、判例の意義及び読み方についても、指導を行っている。なお、本学では毎年すべての入学予定者を対象として開講前補習を行っており、そこにおいて、法学概論として、社会における法の役割、三権分立と裁判制度、判例や学説の意義その他の法律学の基礎的内容を2日間にわたって指導している。また、法文書作成については、「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟事務

の基礎」「民事弁護演習」「ロイヤリング」等の実務基礎科目において、訴状や起訴状のみならず、準備書面及び答弁書の作成、並びに内容証明郵便等の作成についても指導を行っている。なお、企業における契約書に関しては、展開・先端科目である「実践企業法務」においても取り扱われている。

(5) 法律実務基礎科目については、実際に授業を担当するのは実務家教員であるが、本法科大学院では、上記実務基礎科目を実施する上で、研究者教員と実務家教員との間の連携が常に図られている。臨床教育科目である「エクスターンシップ」については、研究者教員と実務家教員との協議によりどの学生をどの法律事務所で研修させるかを決定し、「模擬裁判」においては実施要領の策定につき研究者教員が関与するほか、証人役としても研究者教員がかかわっている。「リーガルクリニック」においては、実際の法律相談に入る前に、まず研究者教員を相談者、実務家教員をオブザーバーとして模擬法律相談を行っているが、模擬法律相談の内容その他の進行について、研究者教員と実務家教員とが事前に密接に協力している。その他の法律実務基礎科目についても、同様に、実務家教員と研究者教員による連携・協力体制が構築されており、現実にもこの体制は十分に機能している。【解釈指針2-1-6-1】

別添資料1「近畿大学法科大学院パンフレット(2014)」

別添資料5「平成25年度近畿大学法科大学院授業計画(シラバス)」

別添資料6「平成25年度近畿大学法科大学院履修要項(Bulletin)」

p.36 開講科目一覧

別添資料7「リーガルリサーチレジュメ」

別添資料8「開講前補習レジュメ」

基準 2-1-7：重点基準

基準 2-1-2（3）に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4単位以上が必修又は選択必修とされていること。

（基準 2-1-7に係る状況）

本法科大学院では、基礎法学・隣接科目として、「英米法」「アジア法」「法理学」「比較法史」「法社会学」「会計学」の6科目を設置している。実定法の解釈に資するための基礎法学として必要とされる「法理学」や「法社会学」等の科目に加え、本法科大学院の教育目的の1つに国際ビジネス法曹の育成が掲げられているが、その目的を達成するために、「英米法」と「アジア法」等の科目が配置されている。また、「市民生活法曹」として東大阪市に多く存在する中小企業にとっては、企業会計の知識を有する法曹が望まれることから、「会計学」の科目が設置されている。本法科大学院に入学する学生の関心は本法科大学院の教育目的に相応していると考えられ、その点で学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うための授業科目が開設されている。基礎法学・隣接科目に属する授業科目は、すべて2単位の選択必修科目であり、そのうちの4単位以上の履修が必要とされている。

別添資料1「近畿大学法科大学院パンフレット(2014)」

別添資料5「平成 25 年度近畿大学法科大学院授業計画(シラバス)」

別添資料6「平成 25 年度近畿大学法科大学院履修要項(Bulletin)」

p.36 開講科目一覧

基準 2-1-8：重点基準

基準 2-1-2（4）に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。

（基準 2-1-8に係る状況）

本法科大学院は、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等といった基本的資質の涵養をはかり、もって「国民の社会生活上の医師」にふさわしい法曹（市民生活法曹）の養成を目指すとともに、国際性豊かな法曹の養成を図ることを教育目的としている。このような法曹を養成するために、「市民生活法曹」及び国際性豊かな「国際ビジネス法曹」という2つの履修モデルにしたがって履修できるように、公法系6科目、民事法系19科目、刑事法系3科目、国際法務10科目を、2・3年次配当科目として開設している。

これらのうちには、中小企業の多い東大阪市とその周辺での貢献をも念頭においた「知的財産法 A（特許・実用新案・意匠）・B（著作権・商標・不正競争）」「実践企業法務」「金融担保法」「倒産処理法 A（破産法）・B（倒産法制）」「特別演習（企業活動におけるコンプライアンス）」などがある。また、「市民生活法曹」養成との関連では「消費者法」「労働法」「生命倫理と法」「特別演習（損害賠償責任法）」などがある。さらに、「国際ビジネス法曹」養成との関連では「国際私法」「国際取引法」「国際租税法」「国際経済法」「英語法文書講読」などがある。また、3年次には基本的な法律英語の習得と文書作成の方法を学ぶ「英語法文書作成」をアメリカ人弁護士の担当により開設している。

上記の展開・先端科目として開設されている科目のうち、12単位を履修しなければならないこととしている。

別添資料1「近畿大学法科大学院パンフレット(2014)」

別添資料5「平成 25 年度近畿大学法科大学院授業計画(シラバス)」

別添資料6「平成 25 年度近畿大学法科大学院履修要項(Bulletin)」

p.36 開講科目一覧

基準 2-1-9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

（基準 2-1-9 に係る状況）

（1） 本法科大学院では、1 年を 2 セメスター（学期）に分け、学則上は 4 月 1 日から 9 月 20 日までを前期セメスター、9 月 21 日から 3 月 31 日までを後期セメスターとして位置付けた上で、一部の臨床教育科目を除き、各 15 週、年 30 週の授業を実施している。

（2） 単位の計算基準は、2 単位の授業科目においては、毎週 1 時間 15 週をもって 1 単位とし、毎週 90 分（2 時間と計算）の授業を行っている。この場合、1 回の授業につき、教員が教室で行う授業時間が 90 分、学生が教室外での予習や復習に要する時間が平均 4 時間と計算し、15 回で、合計 90 時間の学習時間としている。

4 単位の授業科目においては、90 分の授業を週 2 回、各セメスターで合計 30 回の授業を実施している。

なお、期末試験は、2 単位科目については 15 回の授業終了後、4 単位科目については 30 回の授業終了後に実施している。

（3） 「リーガルクリニック」については、相談者の訪問の便宜を考えて、隔週 1 回（水曜日）5・6 時限目に連続で実施し、実質 15 回分の授業を行っている。その上で、学期末に自らが受けた相談の中から担当教員が指定する事案につきレポートを作成・提出させ、合格と認めたものに対して 2 単位を与えている。

（4） 「エクスターンシップ」は、法科大学院長が依頼した研修先法律事務所における担当弁護士の指導の下に、2 週間（実質約 10 日間）にわたって、集中的な研修を行う。この集中研修、事前の説明会やオリエンテーション、及び研修後の報告会を含め、2 単位としている。

（5） 授業時間は、月曜日から土曜日まで 1 時限（9:00～10:30）・2 時限（10:40～12:10）・3 時限（13:10～14:40）・4 時限（14:50～16:20）・5 時限（16:30～18:00）・6 時限（18:10～19:40）としている。授業時間割は、学生が 1 日に受講可能な授業数や、授業間の空き時間の確保に留意して作成している。

別添資料 9「法科大学院時間割表（平成 25 年度前期・後期）」

（6） 休講に対する補講は、授業の連続性と学生の学習効率を考慮して、特別な補講期間を設けることなく、その都度行っている。補講通知は、インターネットによる学習支援システムである「TKC 法科大学院教育研究支援システム」の電子掲示板に掲載している。

資料「休講および補講通知（例）」

掲載日：2013/04/15

件名：【休講・補講】行政法（村上先生）

内容：休講：4/22(月)1 時限目

補講：5/13(月)2 時限目 場所：1001 教室

(出典:TKC 法科大学院教育支援システム「お知らせ」)

別添資料10「休講・補講一覧(平成24年度)」

資料「近畿大学法科大学院学則」

(履修方法)

第6条 本大学院における授業科目、単位数及び履修方法は、P28 および P36 のとおりとする。

(単位基準)

第7条 単位の計算基準は、講義及び演習については毎週1時間 15 週をもって1単位とする。

(学年・学期)

第23条 本大学院の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年は、これを2期に分け、4月1日から9月20日までを前期とし、9月21日から翌年3月31日までを後期とする。

(出典:法科大学院学則)

2 特長及び課題等

本法科大学院は、「市民生活法曹」「国際ビジネス法曹」という2つのタイプの法曹を養成すべく、法制度の体系的理解、理論的知識の応用・実践及び理論的教育と実務的教育の有機的関連を意識したカリキュラム編成をとっている。また、本学全体を貫く建学の精神である「実学教育」と「人格の陶冶」を実践するために、様々な教育プログラムを提供している。本法科大学院における教育内容の具体的な特長として、以下の諸点を挙げることができる。

(ア) 本法科大学院は、理論的教育と実務的教育の有機的関連性を重視し、かつ効率的・段階的に知識を習得させるために、1年次で法律基本科目の基礎を修得させ、それを2年次の演習で応用・発展させ、さらに3年次の実務基礎科目において実践させるというカリキュラム編成を採用している。加えて、3年次においても理論的教育と実践的実務教育との効果的な融合を図るために、総合演習を各法分野において設置するとともに、知識の実践での活用を目的として、「リーガルクリニック」及び「模擬裁判」を実施している。

(イ) 「実学教育」を重視するという観点から、実務基礎科目において、民事系科目に関しては裁判官と訴訟代理人の立場の違いを理解させるために「民事訴訟実務の基礎」を元裁判官が、「民事弁護演習」を弁護士がそれぞれ担当し、刑事系科目に関しては法曹三者の立場の違いを理解させるため、「刑事訴訟実務の基礎」を、裁判官・元検察官・弁護士が共同して担当している。

(ウ) 本法科大学院では、本法科大学院の教育目的を実現するため、そして学生による履修の参考とするために「市民生活法曹」と「国際ビジネス法曹」の2つの履修モデルを学生に提示している。そこで、展開・先端科目において、上記のような法曹になるために必要とされる様々な科目を開講しており、これにより学生の多様なニーズに対応している。

(エ) 「環境法」「租税法」「知的財産法」「倒産処理法」「労働法」「国際法」「国際私法」の各分野において、主として法制度及び法律上の基礎知識の習得を目的とする科目と、これらの科目により習得した知識を前提として、より実践的な事例演習を行う科目を開設している。後者の事例演習科目は、前者の法制度及び法律上の基礎知識の習得を目的とする科目の履修を前提としていることから、当該法分野において、学生が基礎的理論とその実践を組み合わせたより総合的・複眼的な知識の獲得ができるようにしている。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準3-1-1に係る状況)

本法科大学院は、徹底した少人数教育を、大きな特徴の一つとしている。入学定員を40名としているが、責任をもって教育できる入学生の資質を維持・確保するために、入学試験において厳正な選考を行っている結果、実際の入学者数は、入学定員をかなり下回っている。

各授業科目について同時に授業を行う学生数は具体的には以下のとおりである。【解釈指針3-1-1-1】

(1) 1年次配当の法律基本科目である12科目については、必修科目であるため、1年生全員が1教室で同時に受講している。平成24年度の受講生は、再履修者(原級留置者及び科目のみ再履修者)がいるため、科目によって6名から7名である。入学者が少なかったこともあるが、1年次配当の法律基本科目は、基礎的な法的知識の習得や基本的な法的思考の鍛錬にとどまるため、2年次配当の法律基本科目である演習科目に比して、双方向・多方向による授業の必要性は若干弱いといえるし、また、体系的な知識の習得のためには講義という授業方式を加味することにも一定の合理性が認められる。したがって、定員を充たした場合であっても、受講生を30名程度とする授業によっても十分な教育効果が期待できる。

(2) 2年次配当の法律基本科目である必修の12科目は、判例または事例などを学生に与え、双方向・多方向の授業によって、事実関係の分析、問題発見及び問題解決などの能力を涵養する演習科目である。このような科目においては、授業への学生の主体的な参加を促すため、とくに少人数で行うことが望ましい。そこで、各科目のクラスを習熟度別に2つに分け、一教室の受講者が多くとも20名程度の規模にとどまるように配慮してきた。平成24年度は、各科目とも最大9名を1クラスとして授業を行った。平成25年度は、2年生が7名にとどまるため、2クラス開講を止め、1クラス、最大8名で授業を行っている。

(3) 基礎法学・隣接科目である選択必修の6科目については、平成24年度の受講生は1名から11名である。

(4) 実務基礎科目群のうち、「法曹倫理」「要件事実論」「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」の4科目は、必修科目であるため、上述(1)(2)の法律基本科目と全く同一の状況にある。また、「民事弁護演習」や「模擬裁判」等の選択必修科目については、履修科目の選択が可能であるため、上述の基礎法学・隣接科目の状況と同一である。

(5) 展開・先端科目群(38科目)については、すべて選択必修科目であるため、上述の基礎法学・隣接科目群における状況とほぼ同じである。ただし、入学者の減少もあ

り、科目によっては履修者の数が著しく僅少になり、多方向授業に困難が生じている。しかし、各学生の目指す法曹像に従って専門性を高めるためには展開・先端科目を多く設置せざるをえず、小規模な法科大学院において、こうした困難は甘受せざるをえないものとする。

(6) 平成24年度の原級留置者(平成25年度に再度履修)は、1年生2名、2年生1名であり、3年生は存在しなかった。また、進級したものの24年度の必修科目不合格者は、2年次配当科目1科目1名にとどまり、その他の科目では存在しなかった。したがって、平成25年度においては、再履修による科目を受講する学生数の増加も、上記(1)(2)(4)で述べたとおり授業規模の適正さに全く影響を与えていない。

(7) 以上全般に関し、平成24年度における各開講科目の履修学生数については、別添資料2(「平成24年度成績評価分布表」)に記載したとおりである。【解釈指針3-1-1-2(1)】

別添資料2「平成24年度成績評価分布表」

(8) 本学の他専攻等の学生が法科大学院の科目を履修することは、近畿大学大学院学則で認められているが、現在までその例はない。また、科目等履修生は、展開・先端科目においてのみ認めることとしているが、本法科大学院開設以来、その希望者はいない。【解釈指針3-1-1-2(2)】【解釈指針3-1-1-3】

資料「近畿大学大学院学則」

(他研究科等の履修)

第12条 各研究科において教育研究上有益と認めるときは、本大学院の他の専攻若しくは研究科又は他大学の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 各研究科において、教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院又は研究所等と予め協議の上、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程又は博士前期課程の学生について認める場合は、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(出典:大学院学則)

資料「近畿大学法科大学院学則」

(科目等履修生)

第41条 本大学院の一科目、又は複数科目を履修し、単位の修得を希望する者があったときは、選考のうえ、科目等履修生として許可することができる。

(出典:法科大学院学則)

基準 3－1－2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

（基準 3－1－2 に係る状況）

（1） 1年次に配当されている法律基本科目は、「憲法 A（統治の基本構造）」「憲法 B（基本的人権の基礎）」「行政法」「民法 A（総則・物権総論）」「民法 B（債権総論・担保物権）」「民法 C（債権各論・家族法）」「商法 A（会社法）」「商法 B（商法総則・商行為・手形法）」「民事訴訟法」「刑法 A（総論）」「刑法 B（各論）」及び「刑事訴訟法」の 12 科目である。これらは、すべて必修であり、1 年生全員が一つの教室で同時に受講している。すなわち、平成 25 年度は、各科目とも原級留置者を含めて 15 名である（ただし、科目のみの再履修者がいる場合には、これに 1 名から 2 名加算される）。

（2） 2年次に配当されている法律基本科目は、「憲法演習 A（基本的人権）」「憲法演習 B（憲法訴訟）」「行政法演習」「民法演習 A（総則・物権総論）」「民法演習 B（債権総論・担保物権）」「民法演習 C（債権各論・家族法）」「商法演習 A（会社法各論 1）」「商法演習 B（会社法各論 2）」「民事訴訟法演習」「刑法演習」「刑事訴訟法演習」及び「刑事法総合演習」の 12 科目である。これらは、すべて必修であるが、双方向・多方向授業を効率的に実施しうるようにするため、習熟度別にクラスを 2 つに分け、1 教室で同時に履修する受講者が最大 20 名程度となるように配慮してきた。もともと、平成 25 年度は、2 年生が 7 名のため、クラス分けを行わないで授業を実施している。

（3） 3年次に配当されている法律基本科目は、「公法総合」「民事法総合演習」「民法事例演習」「刑事法事例演習」の 4 科目である。このうち、必修は「民事法総合演習」のみであり、平成 24 年度の受講者は 18 名である。その他の科目も、12 名から 15 名である。また、2・3 年次に配当されている法律基本科目として、「司法審査論演習」があるが、平成 24 年度の受講者は 4 名である。

（4） 全体を通じて、原級留置者や科目のみの再履修者を加えても、その人数が若干名増える程度にとどまっている。また、他専攻等の学生は現在のところ存在しない（基準 3－1－1（8）における記述を参照）。【解釈指針 3－1－2－1】

（5） 以上全般に関し、平成 24 年度における各開講科目の履修学生数については、別添資料 2 に記載したとおりである。

別添資料 2「平成 24 年度成績評価分布表」

3-2 授業の方法

基準3-2-1

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

(1) 授業においては、本基準に述べられているような法曹として必要な能力を育成するために、従来の法学部教育にみられたような、教員による講義の方式によるものではなく、双方向・多方向の方式によって進められるべきことが、専任教員をはじめ全教員によって強く認識されている。すべての科目(「リーガルクリニック」など授業内容の性格からこうした授業方式を採用できない科目を除く)において、担当教員は、授業ごとに用意された座席表を用いて、基本書における重要な法的知識の確認をしたり、判例における重要な事実や法的推論を確認したり、それらから発展・敷衍できる一定の法制度や法理論を分析し、批判的に考察し、さらに法的な対話能力を高めるため、学生に対し質問を發してそれに応答させ、かつそれらを他の学生にも吟味させる形で授業を進めている。

法律基本科目についてみれば、1年次の必修科目においては、基礎的な知識を涵養するため、上記の双方向・多方向形式を基本としつつも、担当教員の判断により、必要に応じて、講義形式を組み合わせた授業が行われている。また、法学未修者1年次に基礎的な知識や思考方法を修得させるために、法律基本科目のうち商法を除く6科目について、平成22年度より、「法学基礎」を設置し、少人数のクラスで、授業で取り扱った基礎的な知識の確認と補充や、法的文書の基礎的な起案方法の指導を行っている。2年次の演習科目は、判例または事例を学生に与え、事実関係の分析、問題発見及び問題解決などの能力を養成するという趣旨から、常に授業での発言の機会を確保できるように、場合によってはクラス分けも行い最大20名規模で行っている。【解釈指針3-2-1-1】【解釈指針3-2-1-2】【解釈指針3-2-1-3】【解釈指針3-2-1-4】

法律実務基礎科目については、臨床教育の重要性に鑑み、また臨床教育としての指導方針の統一性の観点から、平成18年度に臨床教育委員会を設置している。本委員会は、エクスターンシップ及び模擬裁判の実施に関する事項ならびにリーガルクリニック室の運営を所管し、担当の専任教員と連携して、弁護士の協力の下に指導を行っている。

「リーガルクリニック」及び「エクスターンシップ」においては、履修希望の学生に対してあらかじめ「ガイダンス」ないしは「事前説明会」を開き、関連法令の遵守や守秘義務に関して関係教員が説明している。また、「エクスターンシップ」では、参加学生が決定した後、研修期間直前に開かれる「オリエンテーション」でもこれらを再度、指導している。そして、いずれの科目共に、参加学生には、守秘義務等の遵守を含む「誓

約書」の提出を義務づけている。さらに「リーガルクリニック」においては担当教員が、「エクスターンシップ」においては研修先の担当弁護士が、参加学生による法令違反行為、守秘義務を含む法曹倫理にもとる行為が発生しないように実地の指導・監督にあたっている。参加学生がこれらの違反行為をした場合、退学を含む厳しい処分を行うものとしている。【解釈指針3-2-1-5(1)】

また、学生が損害賠償義務を負担する場合に備えて、参加学生に対し責任賠償保険に加入することも義務づけており、平成18年度からは法科大学院生教育研究賠償責任保険に全員加入している。

別添資料5「平成25年度近畿大学法科大学院授業計画(シラバス)」

p.94 リーガルクリニックシラバス p.97 エクスターンシップシラバス

別添資料11「リーガルクリニック実施要領・誓約書」

別添資料12「エクスターンシップ実施要領・誓約書」

別添資料13「エクスターンシップ協定書」

別添資料14「法科大学院生教育研究賠償責任保険のご案内」

「エクスターンシップ」に関する教育指導体制は次のとおりである。本法科大学院の教員2名を担当者とし、臨床教育委員会によって研修内容及び研修先の候補を定め、最終的には、法科大学院長が学生の研修先を決定する。成績評価に関しては、研修先の弁護士から提出される「実施報告書」及び「評価報告書」、参加学生から提出される「研修報告レポート」、ならびに研修後に開かれる研修報告会における参加学生の発表及び質疑応答等を総合的に判断し、担当教員が当該科目の可否を判定する。なお、「エクスターンシップ」に参加する学生は、研修先から報酬を受けとっていない。エクスターンシップ協定書には報酬規定は存在しておらず、交通費は学生負担としている。【解釈指針3-2-1-5(2)】

なお、エクスターンシップは、2年次の配当で2年が修了する春休みに実施している。これは、3年次で座学による実務基礎科目を学習する前に、エクスターンシップで実務を体験することは、実務基礎科目の学習の動機付けになるだけでなく、こうした学習にとって極めて有効だからである。

資料「エクスターンシップ受入先一覧」

1	北村法律事務所	12	豊島・亀井・和氣法律事務所
2	竹岩総合法律事務所	13	南都総合法律事務所
3	下村泰法律事務所	14	野田総合法律事務所
4	江後利幸法律事務所	15	弁護士法人淀屋橋・山上合同
5	池田崇志法律事務所	16	瀧賢太郎法律事務所
6	船場中央法律事務所	17	飯田法律事務所
7	弁護士法人大江橋法律事務所	18	北浜法律事務所
8	五月法律事務所	19	共栄法律事務所
9	堀井弘明法律事務所	20	弁護士法人中央総合法律事務所
10	桜橋法律事務所	21	法円坂法律事務所
11	尾川雅清法律事務所	22	弁護士法人三宅法律事務所

(出典:エクスターンシップ研修事務所一覧)

(2) 1年間の授業計画や各科目の授業内容及び方法は、学年開始時に提示するシラバスにおいて、各科目につき、授業概要、学習・教育目標及び到達目標、授業計画の項目・内容及び到達目標を記載して、科目選択手続以前の段階で、学生に対し授業に関する詳細な情報を提供している。成績評価の基準と方法についても、事前に、学期末試験、小テスト、平常点、レポート・起案などの課題の評価要素が占める割合を公表し、全科目についての評価基準の一覧を「TKC 法科大学院教育研究支援システム」上の電子掲示板において掲載している。

別添資料15「成績評価基準(平成24年度前期・後期・平成25年度前期)」

(3) 授業の効果を十分に上げられるよう、そしてまた授業時間外における学習を充実させるために、次のような措置をとっている。

(ア) 授業の時間割は、①十分な予習時間を確保するために、1日に2科目をこえて必修科目を履修することがないように各科目を配置している。②授業の延長が次の授業開始の支障となることを避けるため、また授業終了直後の質問の時間を十分確保するために、必修科目については、連続した時間帯に配置しないように配慮している。【解釈指針3-2-1-6(1)】

別添資料9「法科大学院時間割表(平成25年度前期・後期)」

(イ) 学生の効率的な予習のために、すべての科目について、予習のための関連資料は、事前に購入すべきテキスト又は講義前に配布される資料として提供される一方、各回授業について準備すべき事項については担当教員より事前に通知されている。多くの科目で、全国の法科大学院で標準的に用いられているとみられる基本書や法科大学院用テキストと合わせ、本法科大学院で独自に作成した15回分の教材冊子を、学期が始まる10日前には配付している。その教材には、各回の授業に関連する事項の概説、判例や事例問題を掲載するとともに、これに関連する教員からの質問を加えるなどして、学生の予習や復習に役立てるよう努めている。さらに、各回の授業の前後に、「TKC 法科大学院教育研究支援システム」を活用して、授業で使用する追加レジュメ等の予習教材の提供や復習課題の提示をする科目も、少なからず存在する。【解釈指針3-2-1-6(2)】【解釈指針3-2-1-6(3)】【解釈指針3-2-1-6(4)】

教材の分量については、これが過多となると、学生の予習時間と復習時間のバランスを崩すことになるため、適切な分量についての検討を重ねている。

また、授業時以外の学生からの質問・相談に対しては、全専任教員についてオフィスアワーを週に2コマ設けたり、それ以外にも学生の申し出に対し個別に面談時間を設けたりして対応している(後記「基準7-1-1に係る状況」参照)。

法律基本科目については、全専任教員が参加するFD研修会を通じて、「共通的な到達目標」を踏まえた授業を行っていることが確認されている。学生に対してもそのことを明確にするため、教材冊子やレジュメの中において、各回の授業内容と「共通的な到達目標」との関係を明示する取り組みを始めており、平成25年度は、「共通的な到達目標」を明示したレジュメ等の作成を行うこととしている。なお、授業で直接取り上げない事項についても学生の基本書等による自習を促し、質問には丁寧に応じることが確認され

ている。

(ウ) 本法科大学院内に設置された自習室において、全学生に固定席と書棚を与え、専用の入退室カードを使って、休日を含めて 24 時間の自習環境を確保している。また、全学生にノートパソコンを貸与し、共有のコピー機及びプリンターを設置し、さらにはデータベースを備えた「TKC 法科大学院教育研究支援システム」を導入する等によって、授業の予習・復習をサポートしている。専用の入退室カードにより、法科大学院図書室も休日を含めて 24 時間利用できるため、文献や資料も常時利用可能である。【解釈指針 3－2－1－6（5）】

(4) 集中講義は行っていない。【解釈指針 3－2－1－7】

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

(基準3-3-1に係る状況)

(1) 本法科大学院において、履修科目として登録することのできる単位数は、1年次が42単位まで、2年次が36単位まで(ただし、後述するように、2年次でエクスターンシップを履修する場合には38単位まで)としている。この点、1年次に配当されている科目は、平成21年度までは36単位であったが、「比較法史」「法社会学」「会計学」を除いてすべてが必修であり、その必修科目の総単位は、平成21年度まで34単位であった。その後、平成22年度から、法学未修者1年次の法律基本科目の指導を強化するために6単位を上限として履修単位数の増加が認められた趣旨に従い、「商法A(会社法)」(必修科目)を1単位増やして3単位としたことにより、必修科目の総単位は35単位となっている。また、同様に、商法を除く法律基本科目6科目について「法学基礎」(各1単位)を平成22年度から設置し、これらの科目を履修する場合に限り、さらに5単位を限度として履修登録を認めた結果、冒頭のとおり、1年次の履修上限の単位数は42単位となっている。また、2年後期に配当されている「エクスターンシップ」は、2年後期終了後の春休み中に集中的に行っている「研修」科目であるため、これを履修する場合は、履修制限を2単位増やし、38単位までとしている。

【解釈指針3-3-1-1】

3年次では、それまでの履修実績が考慮できることや、既にかんがりの実力が身につけていることを勘案して、また展開・先端科目の履修可能性を拡大する必要から、履修制限を44単位までとしている。【解釈指針3-3-1-2】

資料「履修制限」

過剰な科目履修による学習効果の低減を防ぐために、各年次で「履修制限」を設けます。

1年次：42単位まで(必修科目35単位、「基礎法学・隣接科目群」の選択科目2単位の他、「法律基本科目群」中の授業科目「法学基礎」については、5単位を限度として履修登録が認められる)

2年次：36単位まで(但し、エクスターンシップを履修する場合は、38単位まで)

3年次：44単位まで

(出典：平成25年度近畿大学法科大学院履修要項(Bulletin)p.28)

資料「履修登録の状況(平成24年度)」

1年次：必修35単位、法学基礎1～5単位

2年次：必修26単位、選択必修8～12単位【法学未修者入学】

必修28単位、選択必修10単位【法学既修者入学】

3年次：必修6単位、選択必修14～30単位

(出典：平成24年度履修登録データ)

(2) いずれの場合においても、進級が認められた者の再履修科目については、履修制限の定めに例外を設けていないことから、履修登録可能な単位数に参入され、履修制限に服することになる。なお、原級留置となった場合、平成20年度以降は、当該学年において修得したすべての単位を無効とする旨が定められているが（可否のみで評価する科目を除く）、この場合にも、再履修する科目の単位数がすべて参入されることとされている。また、教育上有益と認めるときには、他大学大学院において修得した単位も本法科大学院の修了に必要な単位として認められる（学則第9条）が、この認定単位も履修登録可能な単位数に含まれ、履修制限に服することになる。【解釈指針3-3-1-3】

資料「近畿大学法科大学院学則」

（既修得単位等の認定）

第9条 教育上有益と認めるときは、入学前に修得した単位、他大学大学院において修得した単位、及び法学既修者につきすでに修得したとみなす単位については、合計30単位を限度として、本大学院の修了に必要な単位として認めることができる。

（出典：法科大学院学則）

資料「既修得単位の認定について」

本法科大学院学則第9条に基づき、入学前に本学法科大学院以外の大学院において修得した単位（以下、既修得単位という。）は、次に定めるところにより審査をしたうえで、教育上有益であると認められるときは、本学法科大学院の修了に必要な単位として認めることができる。

1. 既修得単位の認定を希望する者は、既修得単位の科目内容が明らかになるシラバスその他の書類を提示して、入学後1カ月以内に、その旨を事務部に申請しなければならない。
2. 教務委員会は、申請者から事情を聴くなど、審査に必要な事項に関して調査をする。
3. 教授会は、教務委員会の調査に基づき、既修得単位が本学法科大学院の修了に必要な単位として認定できるか否かを決する。

（※既修得単位の認定によって振り替えることのできる本学法科大学院の科目は、原則として、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目とする。）

（出典：平成25年度近畿大学法科大学院履修要項（Bulletin）p.28）

(3) 本法科大学院においては、3年を超える標準修業年限でもって学生を受け入れる制度は設けていない。【解釈指針3-3-1-4・該当なし】

2 特長及び課題等

(1) 特長

(ア) 近時の各年度の実際の入学者が10～20名程度であることから、すべての科目で、少人数教育を徹底して実施している。とくに、2年次に配当されている法律基本科目はすべて演習科目であり、その授業は、双方向・多方向授業の効果が最大限に発揮できるように、平成24年度までは、各科目の授業クラスを2つに分けて、同一の担当教員のもとに1クラス最大10名程度で行っていた。平成25年度は、2年次生が少ないため、1クラス開講であるが、平成26年度以降、学生数が増えれば、再び2クラスに分ける体制を整えている。

(イ) 1年次の法律基本科目においても、判例や整理された事例を利用しながら、双方向・多方向授業によって、自ら考えながら学習する方法をとる一方で、基礎的な知識の獲得や基本的な法的思考に習熟させるために、担当教員の判断で講義方式の授業も取り入れられ、一定の成果を上げている。また、平成22年度より、「法学基礎」を設置し、1年次の法学未修者に対し、基礎知識の涵養と法律文書の起案の基礎について、さらに手厚い指導を行う体制を整えている。

(ウ) 前回の自己評価書では、「双方向授業ゆえにか、学生が授業の準備として予習に時間を割きすぎ、復習等がなおざりになる傾向がみられる。復習課題の提示や小テストの実施などの方策を講ずることで、このような傾向に一定の歯止めをかける必要がある」との課題を示していたが、詳細な復習レジュメの配布、復習課題の掲示、復習小テストの実施など、それぞれの科目担当者による工夫の結果、上記の傾向には歯止めがかかり、改善がみられる。

(エ) 臨床教育（エクスターンシップ・リーガルクリニック）については、臨床教育委員会を設けて、その一層の充実を図るとともに、それが円滑に実施されるように配慮している。

(2) 課題

(ア) 1年次の法学未修者の教育について、上記(1)(イ)のように、種々の方策を講じ、一定程度の成果を上げているが、それでもなお十分な基礎を身に着けることができず、原級留置そして退学に至る学生がいる。法的思考に馴染めるかは、向き不向きもあるのだろうが、法律家を志す者が少しでも多く、その志を達成できるよう、さらに工夫を重ねる必要がある。

(イ) 「共通的な到達目標（いわゆるコア・カリキュラム）」を踏まえた授業について、実質的には取り組みがなされていることがFD研修会で確認されているが、学生の目から見てわかるような方策をとる必要がある。この点、すでに相当数の科目でシラバス等への反映が行われているところであるが、すべての法律基本科目について拡げる必要がある。

(ウ) 学生数の減少に伴い、一部の科目において著しく受講学生数が小さく、「多方向」の授業が困難になっている（もっとも、必修科目はなお5名以上の受講学生数があり、そこでは「多方向」の授業が困難であるわけではない）。科目の性質に応じながら、適切な授業のあり方を工夫する必要があるが、本来的には、入学者数の増加を目指す方向で努力を行いたい。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- （1）成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- （2）当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- （3）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- （4）期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- （5）再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

（基準4-1-1に係る状況）

（1）成績評価については、法曹養成に特化した専門職大学院における教育にふさわしいものであり、かつ学生の能力や資質を厳正かつ客観的に評価できるようなものにするよう努めている。全授業科目について、授業担当教員が科目ごとの到達目標を設置して、シラバス中の「学習・教育目標及び到達目標」の欄に明記している。各授業科目の具体的な学修目標（到達目標ないし達成度）は、シラバス中の「授業計画の項目・内容」の記載によって学生に周知しており、かつ、それに照らして成績評価を行っているところである。なお、法律基本科目については、具体的な学修目標（到達目標ないし達成度）を設定する際に「共通的な到達目標」を考慮している。

各科目の成績は、A⁺（90点以上）、A（80点以上）、B⁺（75点以上）、B（70点以上）、C（60点以上）、D（60点未満）の6段階で評価する。ただし、「法学基礎」、「リーガルクリニック」、「ロイヤリング」、「エクスターンシップ」及び「模擬裁判」は、科目の性質上、「合・否」のみで評価する。また、GPA（Grade Point Average）制度を取り入れ、各評価に付された点数の平均値を算出し、成績を科目ごとのみならずトータルに認識できるようにしている。

別添資料6「平成25年度近畿大学法科大学院履修要項(Bulletin)」

p.30 成績評価

各科目の成績の方法については、レポート、小テスト、平常点、学期末試験、起案等の評価要素が占める割合を科目ごとにシラバスの「成績評価方法及び基準」の欄で公表している。さらに、確認の意味も含めて、全科目についての評価基準の一覧を「TKC法科大学院教育研究支援システム」上の電子掲示板において掲載している。これらの各評価要素の中で、最も客観的な評価を可能にする学期末試験の評価割合が70%を下回らない

ようにとの申し合わせが教員間にある。また、平成19年度からは、評価の客観性に疑義が生じやすい平常点の割合を、できる限り20%以下にとどめる旨の申し合わせもなされている。

資料「成績評価の客観性をはかる措置」

(1) 成績評価の基準とその開示

i) 各科目の成績は、学期末試験の成績、レポート課題への対応状況、授業への出席や組み状況などに基づいて総合的に評価する。

成績の総合評価における「学期末試験の成績」の割合は、客観的で厳正な成績評価を目指すため、これを 70%以上とする。ただし、授業の性質上、実践的・実習的要素が相当に認められる実務基礎科目は、この限りではない。たとえば、「検察実務」、「刑事裁判」、「刑事弁護」、「民事裁判」および「民事弁護」の各科目は、授業担当者の裁量により、総合評価における「学期末試験の成績」の割合につき、70%を下回ることができる。(この場合でも、50%以上の割合は維持しなければならない)。

ii) 各科目について、成績の総合評価における評価要素の具体的な基準は、「シラバス」にて院生に公表する。(たとえば、学期末試験の成績 80%、授業中の平常点 10%、レポート 10%といったもの)。さらに、各学期の授業開始にあたり、再度の確認のために、「全科目の成績評価基準の一覧表」を院生に公表する。

(出典：平成18年1月教授会資料)

合格者の成績分布について、平成18年度以来、相対評価の原則が採用されてきた。これは、合否は絶対評価によるものの、合格者に対して、A⁺とAの合計、B⁺、B、Cの割合が各25%となるような成績分布を考慮して評価を行うというものである(ただし、受講者が10名以内の科目については、この基準を若干修正できるとしていた)。しかし、このような、合格者にかかる相対評価によると、同じような点数でありながら、最終の成績評価が異なるという不都合、受講者にとっての不公平感が生じる可能性があること、期末試験、中間試験および平常点により算出された成績と最終的な成績(ABCによる評価)とが一致していることが望ましいことから、平成25年度より、資料のとおり、相対評価を廃止して、絶対評価を行うこととなった(ただし、A⁺とAの合計については、引き続き、受講者数が著しく少数の場合を除き、25%以内にとどめるものとしている)。**【解釈指針4-1-1-1】****【解釈指針4-1-1-2】**

資料「成績評価に関するお願い」

<相対評価における成績分布>(平成18年度から)

i) 合格か不合格かは絶対評価による。

ii) 合格者に対して、以下の成績分布を考慮して成績の評価をする。

A ⁺ とA:	80点以上	25%
B ⁺	: 75点以上	25%
B	: 70点以上	25%
C	: 60点以上	25%
D	: 60点未満	絶対評価による

* A⁺(90点以上)の評価をする場合には、それを5%以内に留め、A評価を含め

て25%以内とする(受講生全体の25%以内であればよい)。

- * 上記の点数はレポート点や平常点も含めた成績評価の決定点である。
- * B⁺～C 評価の分布につき±10%程度(すなわち、15%～35%程度の幅となる)は、科目担当教員の裁量が認められる。

(出典:平成18年4月教授会資料)

資料「成績評価に関するお願い」

(1)教科の成績は、A+(90点以上)、A(80点以上 90点未満)、B+(75点以上 80点未満)、B(70点以上 75点未満)、C(60点以上 70点未満)、D(60点未満)の6段階で評価する。評価に際しては、下記の表を参考にして評価するものとする。

(2)成績評価は、絶対評価とする。

(3)ただし、A+およびAの合計数は、原則として、受講者数全体の25%以内にとどめるものとし、そのうちA+は5%以内とする。

(4)受講者数が著しく少数の場合、(3)の適用については、担当者の裁量において決定することができる。

成績区分	点数	成績評価の基準
A+	90～100	当該科目で学修すべき内容を非常によく理解しており、大変優れている。
A	80～89	当該科目の学修目標を十分に達成しており、優れている。
B+	75～79	当該科目で学修すべき内容を一応達成しており、一部については優れている項目もある。
B	70～74	当該科目で学修すべき内容を一応達成しており、標準的な理解度を示している。
C	60～69	当該科目で学修すべき最低限の内容については理解している。
D	0～59	当該科目で学修すべき内容につき、最低限理解しておくべき事項を理解していない。

(出典:平成24年11月教授会資料)

(2) 厳正な成績評価を確保するために、次のような措置がとられている。

履修した科目の成績評価について説明を希望する学生に対しては、各科目の担当者が

その根拠を十分に説明することになっている。それでも納得できない学生に対しては異議の申し立てを認め、法科大学院長が、調査のため教務委員長ほか専任教員の中から調査委員を選任し、その異議申し立てについて審査をする。そして、その結果を、異議を申し立てた学生に対して、試験答案の写し等を提示しながら説明することになっている。なお、学期末試験の採点の際には、採点の際の匿名性を確保するために、整理番号のみが記載された答案を科目の担当教員が受け取り、採点が終了した後に、事務担当者が答案の整理番号と照合し、採点結果を成績報告表に記入することになっている。【解釈指針4-1-1-3 (1)】

資料「成績の異議申立」

成績発表後、各教科の成績評価に関し質問のある院生に対しては、当該教科の担当教員が、遅滞なくその評価の根拠について説明します。

また、説明を受けたにもかかわらず、それに納得できない場合は、成績評価に対する不服の理由を明らかにして、教務委員会に異議を申し立てることができます。

(出典：平成25年度近畿大学法科大学院履修要項(Bulletin) p.31)

また、全科目の成績評価の分布表が専任教員に配付されている。これによって、各科目の担当教員が、全科目の成績評価分布の比較を行うことができ、そのことが成績評価の適切性や相対性の確保に大きく寄与している。【解釈指針4-1-1-3 (2)】

別添資料2「平成24年度成績評価分布表」

(3) 成績評価の結果を各学生に対して通知する際に、各科目の学期末試験については、解答の指針または模範答案もしくは優秀答案に教員のコメントを付したものを配付している。さらに、その際に、各学生が全学生の中で相対的にどの程度の成績を収めているのかを把握できるようにするため、「GPA ランキング」(全学生のGPAの一覧表で氏名を伏せたもの)や各科目の「成績分布表」(各科目の最終成績の得点分布を柱状グラフで表示したもの)を書面で配布している。【解釈指針4-1-1-4】

別添資料16「平成24年度法科大学院 GPA ランキング」

別添資料17「平成24年度前期・後期科目別成績得点分布表(グラフ)」

資料「成績評価の客観性をはかる措置」

(2) 学期末試験の採点基準等の公表

院生への成績発表の際に、各科目の成績評価とともに、学期末試験の採点基準と模範答案または優秀答案に教員のコメントを付したものを公表する(なお、採点基準の公表は、書面または口頭ですることができる)。

さらに、各院生が相対的にどの程度の成績を収めているかを自分で把握できるように、「GPA ランキング」(全院生のGPAの一覧表で氏名を伏せたもの)や各科目の「成績分布表」(各科目の期末テストの得点分布を柱状グラフで表示したもの)も、院生に公表する。

(出典：平成18年1月教授会資料)

(4) 期末試験は、前期または後期の授業終了後、5日～7日程度の準備期間において一週間前後の期末試験期間を設け、法律基本科目は120分、その他の科目は90分(科目担当者の希望により延長可能)で実施している。期末試験の時間割の作成に際しては、同日に多くの必修科目が配置されないようにするなどの配慮をしている。また、過去の試験問題は「TKC 法科大学院教育研究支援システム」において公表し、学生に対する学習の便宜を図っている。この試験問題の公表は、試験問題の内容・水準について全教員間で共通の理解を得ることに寄与している。

(5) 一定のやむを得ない事情から通常の学期末試験を受験できなかった学生に対しては、追試験が認められている。追試験は授業の終了から相当の期間において実施されることや、また既に正規の学期末試験における問題が公表されていることを考慮して、受験生間の公平性を確保する観点から、当該追試験の答案の採点は素点の0.9倍としてきたが、追試験を受験する学生のほとんどは期末試験を病気等の事情で受験できない者であり、追試験までの準備が決して十分にできるわけではないこと、素点の0.9倍の不利益がGPAランキングを一つ落とす程度の大きな効果を与え、当該学生にとり厳しすぎる事が判明したことから、平成25年度より追試験においても通常の期末試験と同様、素点をそのまま成績評価に反映させることとしている。

なお、平成20年度まで、各科目の総合評価が合格点である60点に達しない学生に対しては、通常試験の終了後1カ月程度の準備期間において、再試験を実施していたが、平成21年度から廃止されている。【解釈指針4-1-1-5】

資料「追試験実施要領」(平成24年度後期)

1. 受験資格者

次に掲げる事由により定期試験を受験できなかった者は、追試験の受験を申込みことができる。

- (1) 病気
- (2) 3親等内の親族の危篤または死亡
- (3) 交通機関の遅延または途絶
- (4) 事故または被災
- (5) その他やむを得ない事由

2. 受験科目の制限

「法学基礎」、「リーガルクリニック」、「エクスターンシップ」、「模擬裁判」、「ロイヤリング」その他実習を要する科目は、追試験科目に含まれない。

3. 成績評価

追試験受験科目の答案の成績評価は、実点の0.9倍とする。

4. 追試験申込手続き

追試験の受験を希望する者は、「追試験受験申込書」に、定期試験を受験できなかった事由を証明する書面を必ず添付して、追試験受験を申込まなければならない。

- ＜証明する書面の例＞ ①医師の診断書（加療期間が明記されたものに限る）
②交通遅延証明書
③事故証明書

5. 申込期間および場所

申込日時：平成25年1月28日（月）～2月4日（月）

9時～17時（但し、土曜日は15時まで）

（申込期間が短いので注意してください。）

申込場所：法科大学院事務課

6. 受験資格者および試験時間割の発表

追試験の受験資格は法科大学院で審査し、その結果は個別に発表する。追試験時間割は、個別に連絡する。

7. 追試験受験料およびその払込方法

追試験の受験料は、1科目につき1000円とする。追試験の受験を希望する者は、相当額の追試験受験料を自動発行機にて払込まなければならない。

8. 追試験実施日

平成25年2月15日（金）・18日（月）

（出典：平成24年12月20日 学生への公表資料）

別添資料6「平成25年度近畿大学法科大学院履修要項（Bulletin）」

p.65 追試験規程

基準 4-1-2

一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準 4-1-2 に係る状況）

本法科大学院で、次の進級要件により、進級制を採用している。【解釈指針 4-1-2-1】【解釈指針 4-1-2-2】【解釈指針 4-1-2-3・該当なし】

1 年次から 2 年次への進級及び 2 年次から 3 年次への進級に必要な要件は、いずれの場合も、①当該学年で 26 単位以上修得し、かつ②当該学年の GPA が 1.8 以上あることである。

同時に、学習到達度を GPA 基準とは異なった観点から測ることにより、進級認定の正確性に万全を期し、また、学生に学期末試験後の学習による成績向上の機会を提供するために、「進級認定試験」の制度を用いていた。すなわち、当該学年で 26 単位以上修得し、かつ GPA1.3 以上 1.8 未満の学生は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の 7 科目で実施する進級認定試験を受験することができ、それらすべての科目につき一定以上の得点を得ることを要件として、これに合格すれば進級できるものとした。なお、この進級認定試験は、総合的な学力を判断するものであるため、その試験問題は各科目の授業とは直接関係なく出題される。もっとも、この「進級認定試験」の制度が成績不良者に対する救済措置とならないように、廃止を含めて制度の再検討を行っている。なお、平成 24 年度において、進級認定試験を受験した者はいなかった。

資料「近畿大学法科大学院学則」

第 11 条 各年次への進級には、それぞれの学年で合計 26 単位以上の単位を修得し且つ別に定める基準を満たす成績を修めなければならない。進級要件を満たさない者が当該年次に履修した科目の単位修得はすべて無効とする。

2 同一学年の進級要件を、休学期間を除き 2 年間引き続いて充足しない者は、在籍資格を失う。ただし、次年度において著しい成績の向上が見込まれる者は、この限りではない。

（出典：法科大学院学則）

資料「進級基準等」

【進級基準】

各年次への進級に必要な単位数は、26 単位（科目「法学基礎」の単位を除く）です。且つ所定の GPA 基準を満たすことが必要である（次項参照）。

同一学年の進級基準を、休学期間を除き 2 年間引き続いて充足しない者は、在籍資格を失います。（学則第 11 条参照）

【進級に必要な GPA 基準等】

1. GPA 基準等

（1）第 2 学年への進級

- a) 1 年次の成績が GPA1.8 以上 (小数点第2位四捨五入) であること
- b) 1 年次の成績が GPA1.3 以上 1.8 未満 (小数点第2位四捨五入) の場合には、別に定める進級認定試験に合格すること

(2) 第3学年への進級

- a) 2 年次の成績が GPA1.8 以上 (小数点第2位四捨五入) であること
- b) 2 年次の成績が GPA1.3 以上 1.8 未満 (小数点第2位四捨五入) の場合には、別に定める進級認定試験に合格すること

2. 進級認定試験

各学年への進級認定試験については、以下の試験科目で実施します。

憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法

【進級要件を満たさない場合】

進級できなかった場合、当該年次に履修した科目の単位修得は、すべて無効となります。ただし、合否のみによって成績評価をする科目は除く。

(出典:平成 25 年度近畿大学法科大学院履修要項(Bulletin) p.29)

進級ができなかった者がその年度に履修した科目の単位取得は、平成 19 年度までは A 以上の成績評価を受けた科目を除いて無効とされてきた。平成 20 年度以降は、進級のできなかった学生が当該学年において修得した単位をすべて無効とすることとされている(合否のみで評価する科目を除く)。休学期間を除き、同一年次の在籍は2年を限度としている(法科大学院学則第11条)。

この進級基準や進級認定試験については、学則、履修要項(Bulletin)、及びその他の文書に記載されることによって、学生に周知されている。

4-2 修了認定及びその要件

基準4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

- | | |
|---------|------|
| ア 公法系科目 | 8単位 |
| イ 民事系科目 | 24単位 |
| ウ 刑事系科目 | 10単位 |

エ	法律実務基礎科目	10単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

(基準4-2-1に係る状況)

(1) 本法科大学院の修了には、3年以上在学し、各科目群に掲げる修了必要単位数を含む95単位以上を修得したことを必要とする(法科大学院学則第3条、第13条第1項)。なお、法学既修者は、2年以上在学し、各科目群に掲げる修了必要単位数を含む64単位以上を修得したことを必要とする(法科大学院学則第3条、第13条第2項)。**【解釈指針4-2-1-1】**

なお、平成17年度から、進級基準と同様に、在学期間中の累積GPAが1.8以上であることを修了の要件としていた。しかし、このために、展開・先端科目が中心となる3年次の選択科目において、比較的高得点を取りやすい科目を履修して、GPAの高得点化を図る学生が現れるという弊害が生じた。そこで、平成19年度から、このような事態を避け、各学生のめざす法曹像にとって有意義な科目を履修しやすくするためにGPA基準を修了要件からはずすこととした。**【解釈指針4-2-1-2】**

資料「修了に必要なGPA基準の改定について」

- i) 修了要件としてのGPA基準を廃止し、成績基準は特に定めない(GPA基準は進級要件とするにとどめる)。
- ii) 修了認定試験(3年間の累積GPA1.3以上1.8未満の場合)は不要となる。

(出典:平成20年1月教授会資料)

(2) 法学未修者についての修了要件として、ア～カまでに定める授業科目についての単位数は次の通りである。

ア	公法系科目	12単位
イ	民事系科目	35単位
ウ	刑事系科目	12単位
エ	法律実務基礎科目	12単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

(かつ、エ～カに定める授業科目から合計32単位以上修得することを求めている)

法学既修者についての修了要件として、ア～カまでに定める授業科目についての単位数は次の通りである。

ア	公法系科目	6単位
イ	民事系科目	14単位
ウ	刑事系科目	6単位
エ	法律実務基礎科目	12単位

オ 基礎法学・隣接科目 4単位

カ 展開・先端科目 12単位

(かつ、エ～カに定める授業科目から合計 32 単位以上修得することを求めている。また、法律基本科目群 59 単位以上を修了要件として必要な単位数としている一方、1 年次配当科目の法律基本科目群として 31 単位を一括して修得したものとみなす結果、ア～ウに定める授業科目から合計 28 単位以上修得することが求められることとなっている。)

(3) 法律基本科目以外の科目から合計 32 単位以上修得することを必要としており、これは、修了要件単位数 95 単位の 3 分の 1 以上となっている。

資料「近畿大学法科大学院学則」

(修業年限)

第3条 本大学院の標準修業年限は、3年とする。ただし、法科大学院教授会(以下、教授会という。)が、所定の試験を経て、法律学の基礎的な学識を有すると認めた者(以下、法学既修者という。)の修業年限は、2年とする。

(課程の修了)

第12条 本大学院に所定の期間在学し、所定の単位を修得し且つ所定の基準を満たす成績を修めた者をもって、本大学院の課程を修了したものとする。

2 課程修了の認定は、教授会が行う。

3 第11条第1項後段(単位修得の無効)及び第2項(在籍資格の喪失)は、修了要件を満たさない者について準用する。

(修業年限・修了必要単位数等)

第13条 本大学院の課程の修了に必要な修得単位数(以下、修了必要単位数という。)は、次に掲げる各科目群に関する修了必要単位数を満たし、かつ合計 95 単位以上とする。

ただし、(2)から(4)に掲げる科目群から合計 32 単位以上を修得しなければならない。

(1)法律基本科目群から 59 単位以上

(2)実務基礎科目群から 12 単位以上

(3)基礎法学・隣接科目群から 4 単位以上

(4)展開・先端科目群から 12 単位以上

2 法学既修者の修了必要単位数については、1 学年配当科目の法律基本科目群として 31 単位を一括して既に修得したものとみなし、合計 64 単位以上とする。

(出典：法科大学院学則)

基準 4－2－2

修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2－1－5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

（基準4－2－2に係る状況）

本法科大学院の修了には、3年以上在学し、各科目群に掲げる修了必要単位数を含む95単位以上を修得したことを必要とされており（法科大学院学則第3条、第13条第1項）、上限とされる102単位以下となっている。

資料「近畿大学法科大学院学則」

基準4－2－1（本評価書46ページ）参照

4-3 法学既修者の認定

基準 4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

（基準 4-3-1 に係る状況）

（1） 本法科大学院の法学既修者の認定は、法学未修者とは別枠で選抜された入学者を法学既修者とみなすこととし、別途行う法律科目試験によりその選抜を行っている。

法律科目試験は、従来、憲法・民法・刑法・商法（商法第三編海商および保険法を除く）・民事訴訟法・刑事訴訟法について行っていたが、平成 23 年度入試以降は行政法を試験科目に加えて、公法系・民事法系・刑事法系の 3 系統に分けて実施している。配点は、公法系 150 点、民事法系 200 点、刑事法系 150 点であり、公法系については 3 問中 2 問が憲法、1 問が行政法、民事法系については 4 問中 2 問が民法、1 問が商法、1 問が民事訴訟法からの出題、刑事法系については 2 問が刑法、1 問が刑事訴訟法からの出題となっている。また、法律科目試験は、本法科大学院に 1 年間在籍した学生と同等の知識を有するか否かを基準として各分野の専任教員により出題することで法学の基礎的な学識を有するか否かを判定するとともに、入学者選抜における「公平性」「開放性」「多様性」を確保している。【解釈指針 4-3-1-1】

資料「アドミッションポリシー」

本法科大学院の入学者選抜にあたっては、公平性、開放性、多様性を旨とし、多様なバックグラウンドを持ち、良き法曹となる資質を有する学生を広く受け入れます。

- （1） 公平性を確保するために、本学出身者枠を設けるなどの優遇措置はいっさい講じず、志願者をすべて公平に扱います。
- （2） 開放性、多様性を確保するために、学部段階での専門分野を問わず、多様なバックグラウンドを有する者を広く受け入れることとします。また、社会人等にも広く門戸を開放し、入学定員の 3 割以上の合格者を社会人や非法学部出身者から選抜することをめざします。

（出典：近畿大学法科大学院ホームページ・近畿大学法科大学院募集要項 2014）

（2） 上記 3 分野 7 科目の法律科目試験に合格した法学既修者は、1 年次の必修科目である「憲法 A（統治の基本構造）」「憲法 B（基本的人権の基礎）」「行政法」「民法 A（総則・物権総論）」「民法 B（債権総論・担保物権）」「民法 C（債権各論・家族法）」「商法 A（会社法）」「商法 B（商法総則・商行為・手形法）」「民事訴訟法」「刑法 A（総論）」「刑法 B（各論）」「刑事訴訟法」の 12 科目、合計 31 単位を一括して免除される。【解釈指針 4-3-1-2】【解釈指針 4-3-1-3】

法学既修者が免除したものとみなされるのは、1 年次配当の必修科目のみであることから、修得したものとみなされる単位数と 1 年の在学期間の短縮とは整合している。【解釈指針 4-3-1-6】

（3） 法律科目試験の実施に際しては、すべての受験者を公平に取り扱っており、本

学出身者であることを特別の考慮要素とはしていない。出題にあたっては、本学法学部において出題された過去の試験問題を参照できるようにしており、類似した問題が出題されることのないよう配慮している。そして、法律科目試験の実施の公平性を確保するために、試験の解答用紙上の氏名記載欄をミシン線で切り取って採点を匿名化することができ、さらに、1科目の採点につき複数の専任教員が関与することで公平性を確保している。また、法律科目試験問題を含む入学試験の過去問題は、本法科大学院のホームページ上で誰でも入手可能である。【解釈指針4－3－1－1】【解釈指針4－3－1－4】

なお、法律科目試験は、本法科大学院の専任教員が作問して出題する独自の試験であり、他の機関が実施する試験の結果を考慮して実施するものではない。【解釈指針4－3－1－5】

別添資料1「近畿大学法科大学院 2014(パンフレット)」

別添資料18「平成 25 年度A日程法律科目試験問題」

別添資料19「近畿大学法科大学院募集要項 2014」

2 特長及び課題等

本法科大学院では、個々の学生の学修の達成度を図るため、また厳格な成績評価を実践するために、以下の取組みを実施している。

(ア) 定期試験の解答用紙の氏名記載欄はミシン線で切り取ることができるようになっており、採点の段階で匿名性を確保することにより、特定答案とならないように配慮している。

(イ) 定期試験の答案には、学生に対して、解答に対するコメントを必ず付して答案を返却するようにしており、当該学生のその後の勉学の一助としている。

(ウ) 年度末に定期試験の結果をもとにした個人面談を実施しており、学生の習熟度や法制度に対する体系的理解及び法曹としての倫理観等を図ることとしている。

(エ) 進級認定に際しては、一定の基準（GPA 基準）が採用されており、客観性が確保されている。

□修了認定に関しては、3年次終了時点で取得した科目及びその単位数につき、学生に周知されている修了要件に照らして客観的に判定している。

以上の取組みにより、成績評価、進級認定及び修了認定における客観性及び厳格性を確保することができるとともに、学生に対する自学自習の便宜を考慮した適切な指導を行うことができる。

なお、従来、進級認定に際しては、一定の GPA 基準（GPA1.8 以上）を満たした者を進級させるとともに、一定の GPA 基準（GPA1.3 未満）に到達しなかった者を原級留置者として判断している。そして、GPA1.3 以上 1.8 未満の者に対しては、進級認定試験を法律基本科目 7 科目すべてについて課し、当該試験において一定以上の成績を収めた者を進級させることとしていた。しかしながら、進級認定試験の制度そのものが厳格な成績評価という考え方と矛盾していると考えられることから、現在、進級認定試験の廃止も視野に入れて、制度の運用について議論を進めている。

法学既修者の認定においては、法律基本科目 7 科目すべてについて法律科目試験を本法科大学院が独自に課しており、本法科大学院に 1 年間在籍した学生と同等の法的知識を有しているか否かという基準に従って、適切に判定している。また、本学出身者が有利に扱われることのないよう配慮を行い、受験者を匿名にして採点すること、そして複数の専任教員が 1 科目の採点に関与することで客観性・公平性を担保している。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

（基準5-1-1に係る状況）

本法科大学院では、以下にあげるとおり、教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究を組織的かつ継続的に行っている。

（１） 教務委員会を設置し、カリキュラムにかかわる諸事項（科目区分、授業間の連携及び授業内容の相互調整など）につき組織的かつ継続的に検討し、改善を行っている。

【解釈指針5-1-1-1】

（２） 教育の内容及び方法の改善を図るための組織として、専任教員4名から構成される自己点検・評価委員会を設置し、同委員会のもと、学生による授業アンケート、ピア・レビューを行い、FD研修会等において教育内容及び方法に関する教員間の意見交換や議論を行うなど、諸活動の実施及び点検・改善の検討を組織的に行っている（詳細は第11章）。【解釈指針5-1-1-1】【解釈指針5-1-1-2】【解釈指針5-1-1-4】

資料「各種委員会の構成員」

委員会名	委員長	委 員			
教務委員会	上田	飯田	渡辺		
入試委員会	小橋	藤田	阪本		
自己点検・評価委員会	奥田	中森	下村	渡辺	
図書・編集委員会	河内	村上	下村		
臨床教育委員会	渡辺	中園			
キャリア支援委員会	瀧	飯田	松山	中園	小橋
ハラスメント防止相談委員	村上	奥田			

（出典：平成25年3月教授会資料）

（ア） 学生による授業アンケートは、授業ごとに学期中間に実施している。アンケートは、「予習」「復習」「難易度」「教材」「質問への対応」「満足度」の6項目（多肢選択式）と「その他自由記述」としている。調査結果は、各授業の担当教員に配付するほか、全授業分を冊子にまとめて全専任教員に配付している。アンケート結果について各教員がリフレクションペーパーを作成し、教育内容改善のために情報を共有することとしている。また、学生に対しては授業内で直接、調査結果や意見・要望に対する回答・対応を行っているほか、リフレクションペーパーの配布と自習室への備え付けにより、当該科目の履修生以外への周知も行っている。なお、平成24年度に実施した授業アンケートの回答率は、前期82.8%（履修登録数314件、総回答数260件）、後期87.1%（履修登

録数 295 件、総回答数 257 件）となっている。

資料「授業アンケート項目」

(1)予習について この授業についての予習をどのくらいしましたか。 ① 4時間以上 ② 3時間以上 ③ 2時間以上 ④ 1時間以上 ⑤ 1時間以下	(2)復習について この授業についての復習をどのくらいしましたか。 ① 4時間以上 ② 3時間以上 ③ 2時間以上 ④ 1時間以上 ⑤ 1時間以下	(3)難易度について この授業の難易度について教えてください。 ① 非常に難しい ② 難しい ③ 普通 ④ 易しい ⑤ 非常にやさしい
(4)教材について この授業の教材は授業の理解に役に立ちましたか。 ① 強くそう思う ② そう思う ③ どちらともいえない ④ そう思わない ⑤ 全くそう思わない	(5)質問への対応について この授業では教員は質問や発言に丁寧に対応していましたか。 ① 強くそう思う ② そう思う ③ どちらともいえない ④ そう思わない ⑤ 全くそう思わない	(6)満足度について この授業に満足した。 ① 強くそう思う ② そう思う ③ どちらともいえない ④ そう思わない ⑤ 全くそう思わない
(7)自由記述 この授業に関して、興味を持った内容、加えて欲しい内容、不満足な内容その他について自由に述べてください。		

(出典:TKC 法科大学院教育支援システム「授業アンケート項目」)

資料「リフレクションペーパー記載項目」

担当科目		氏名	
◆後期授業アンケート			
1. 授業アンケート内容の概要 授業アンケート内容の概要についてご記入ください。			
2. 授業の自己評価 ご担当の授業についての全体的な自己評価を伺えれば幸いです。			
3. 学生へのアドバイス 学生へのアドバイスがあればご記入ください。			

(出典:法科大学院資料)

(イ) ピア・レビューは、非常勤教員による授業を含めた全授業（「リーガルクリニック」「エクスターンシップ」「模擬裁判」を除く）について行っている。学期ごとに4科目ほどを選択し、専任教員が各授業に2～3名出席する形で行っている。終了後は各教員が出席した授業について報告書を提出し、全科目の報告内容を冊子にまとめて配布している。さらに、同報告書をもとにFD研修会で教員間での意見交換を行っている。

資料「平成24年度ピア・レビュー実施状況」

学 期	実施日	対象科目	参 観 者		
前 期	6/25(月)	行政法	阪本	下村	野田
	6/28(木)	知的財産法A	河内	渡辺	
	6/29(金)	民法B	中森	村上	奥田
		刑事訴訟法演習	藤田	小橋	中園
後 期	12/6(木)	商法A	中森	阪本	下村
	12/10(月)	法曹倫理	河内		
	12/13(木)	民法演習B	藤田	村上	上田
	12/14(金)	憲法演習B	小橋	野田	渡辺

(出典:ピア・レビュー日程表)

(ウ) FD研修会を年間約4回開催し、教育方針や授業改善方法等について検討を行っている。また、上記の授業アンケートやピア・レビューに関する意見交換のほか、学生の状況や問題点をクラス担任や科目担当者からの報告により共通に認識し、広く学生の勉学に関する状況改善について検討している。

資料「平成24年度FD研修会実施状況」

	日 時	出席者数	議 題 等
第1回	6/11(月) 14:00～14:30	教員 12名 職員 3名	1. ピア・レビュー実施について 2. 院生状況確認表(カルテ)について 3. 学生の状況について
第2回	9/10(月) 14:00～14:40	教員 14名 職員 3名	1. ピア・レビューについて 2. 学生の状況—各担任より
第3回	11/12(月) 13:50～14:30	教員 12名 職員 2名	1. コア・カリキュラムの対応についての意見交換
第4回	1/21(月) 14:30～15:15	教員 12名 職員 2名	1. ピア・レビューについて 2. コア・カリキュラムとの対応

(出典:FD研修会議事録等)

(3) その他、本法科大学院の主催により、各界の有識者を招いた講演会を定期的に開催している。法科大学院の社会的役割や法曹の将来像についての学生の見識を深めるとともに、これらの課題についての問題意識を広く社会に喚起する趣旨で行われている。

ものである。

資料「法科大学院講演会実施状況」

法科大学院講演会2010

開催日時：平成22年12月4日(土)13:00～14:30

開催場所：B館MM教室

テーマ「司法制度改革がもたらしたもの」

講師：宮崎 誠氏(元日弁連会長)

法科大学院講演会2011

開催日時：平成23年6月4日(土)13:00～15:00

開催場所：B館MM教室

テーマ「普通の弁護士から国際派弁護士へ」

講師：濱田 雄久氏(ニューヨーク州弁護士)

法科大学院講演会2012年

開催日時：平成24年10月20日(土)13:00～15:00

開催場所：B館MM教室

テーマ「民法(債権法)の改正について——債務不履行と瑕疵担保法の改正」

講師：潮見 佳男氏(京都大学大学院法学研究科教授)

(出典：案内ポスター・ホームページ等)

(4) 実務家教員における教育上の経験の確保については、FD研修会、ピア・レビュー、実務家教員と研究者教員による合同授業や検討会を行っている。専任の実務家教員は、学期ごとのピア・レビューに参加し、教育経験豊かな研究者教員の授業を含め、法科大学院における教育方法のあり方を知ることができる。「模擬裁判」や「リーガルクリニック」では、実務家教員と研究者教員の両者が参加し、事前・事後の検討会等において法科大学院教育のあり方について意見交換がなされている。

研究者教員における実務上の知見の確保については、ピア・レビュー、「リーガルクリニック」における事例の検討、実務家教員が指導する模擬裁判への参加などが行われている。研究者教員は、法律基本科目、実務基礎科目、展開・先端科目において実務家教員の行う授業を聴講することにより、実務的観点からの法的知見を得るとともに、実務科目の教育方法を知ることができる。実務家教員と主に民事系の研究者教員の参加する「リーガルクリニック」では、毎回、事前に事案の概略について検討し、相談終了後もディスカッションを行っている。また、模擬裁判においては、研究者教員を含む臨床教育委員会が実務家の担当教員とともにシラバスや教材を作成し、3日間にわたる実施にあたって専任教員に広く呼びかけてその参加を得ている。

これらの組織的な取り組み以外にも、実務家教員と研究者教員は個々に近接する専門分野における教育方法について日常的に意見交換をしており、実務家教員の教育上の経験や研究者教員の実務に対する知見の確保に取り組んでいる。【解釈指針5-1-1-3】

2 特長及び課題等

本法科大学院では、教務委員会及び自己点検・評価委員会を設置することにより、両委員会を中心に、教育内容や方法上の問題点を発見して適切にその改善を図るための活動を組織的かつ継続的に実施している。

そのための方法として、学生―教員間及び各教員間で、学生による授業アンケート、ピア・レビュー、FD 研修会の開催など多角的な方法により積極的に自己点検・評価を行っている。

学生による授業アンケートは、学習状況と授業内容につき自由記述を含む7項目を配置することにより、教員が担当科目に関する学生の状況と評価を総合的に把握し、授業の改善、学生の要望への対応、教員からの説明やアドバイスを可能にする重要なツールとなっている。また、リフレクションペーパーの作成と全教員への配布により、教員間での情報共有が可能になるとともに、各自の授業を相対化して検討することを可能にしている。

ピア・レビューは、法科大学院教育における各教員の授業改善の成果を共有し授業の多様なあり方や改善方法について議論するために相応しい方法の一つとして、自己の授業に対して他の教員から貴重な意見が得られるのみならず、他の授業を参観する意義も大きいことが認識されている。特に、授業の多様な手法、レジュメの作成方法や使い方、学生の基礎知識の確認の方法などについて、他の授業の参観によって相互に得るものが大きいことが、ピア・レビュー報告書やFD 研修会での議論によって示されている。

本法科大学院は小規模の法科大学院であるため、特に専任の実務家教員と研究者教員の協力体制が整いやすく、日常的な教育方法等に関する意見交換が活発に行われている。これまでに実施してきているそれぞれの活動についてさらなる向上を目指すと同時に、それら相互を効果的に関連づけることにより、より体系的な方法を構築する努力が必要である。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

（基準6-1-1に係る状況）

本法科大学院のアドミッション・ポリシーは、「公平性・開放性・多様性を旨とし、多様なバックグラウンドを持ち、良き法曹となる資質を有する学生を広く受け入れること」である。これは、公平性、開放性及び多様性の確保を前提としつつ、「基準1-1-1に係る状況」に示す理念及び目標を踏まえて決定されているものである。

さらにアドミッション・ポリシーにおいては、「公平性を確保するために、本学出身者枠を設けるなどの優遇措置はいっさい講じず、志願者をすべて公平に扱うこと」、「開放性、多様性を確保するために、学部段階での専門分野を問わず、多様なバックグラウンドを有する者を広く受け入れること」、「社会人等にも広く門戸を開放し、入学定員の3割以上の合格者を社会人や非法学部出身者から選抜することをめざすこと」という、より具体化した内容を掲げている。

このようなアドミッション・ポリシーは、募集要項のほか、ホームページや法科大学院パンフレットにおいて公表しているほか、新聞広告や学外での合同説明会や学内での説明会でも周知を図っている。また、アドミッション・ポリシーとともに「解釈指針1-1-2-1-1」に定める事項もホームページを通じて周知するよう努めている。【解釈指針6-1-1-1-1】

資料「アドミッション・ポリシー」

本法科大学院の入学者選抜にあたっては、公平性、開放性、多様性を旨とし、多様なバックグラウンドを持ち、良き法曹となる資質を有する学生を広く受け入れます。

(1) 公平性を確保するために、本学出身者枠を設けるなどの優遇措置はいっさい講じず、志願者をすべて公平に扱います。

(2) 開放性、多様性を確保するために、学部段階での専門分野を問わず、多様なバックグラウンドを有する者を広く受け入れることとします。また、社会人等にも広く門戸を開放し、入学定員の3割以上の合格者を社会人や非法学部出身者から選抜することをめざします。

（出典：近畿大学法科大学院ホームページ・近畿大学法科大学院募集要項 2014）

基準 6－1－2

法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

（基準 6－1－2 に係る状況）

入学者選抜の実施については、法科大学院入学者選抜委員会規程に従い、法科大学院長を責任者とする法科大学院入学者選抜委員会（入試委員会）が担当している。

小論文試験及び法律科目試験の出題、採点については、それぞれ複数の教員が学院長より任命されて担当する。

合格者の決定は、専任教員から構成される入試判定会議によって行われる。

資料「法科大学院入学者選抜委員会規程」

第1条 法科大学院に入学者選抜委員会を置く。

第2条 本委員会は、公平性、開放性、多様性を旨とする本学法科大学院の入学者選抜に関する事項について検討することを目的とする。

第3条 本委員会は、前条の目的を達するため、以下の活動を行う。

- （1） 毎年度の入学者選抜に関する業務日程の調整及び募集要項原案の作成
- （2） 入学者選抜合否判定資料の作成
- （3） その他入学者選抜に関する事項の検討

第4条 本委員会は、法科大学院長（以下、学院長という。）が委嘱する教職員をもって構成する。

第5条 本委員会に委員長を置き、学院長が兼務するものとする。

第6条 本委員会の委員の任期は、2年とする。

第7条 本委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第8条 本委員会の事務は、法科大学院事務部において行う。

（出典：近畿大学学園例規集）

基準 6－1－3

各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

（基準 6－1－3 に係る状況）

（１） 前記基準 6－1－1 に示すアドミッション・ポリシーのもと、入学者選抜において自校出身者に対する優先枠の設定等の優遇措置は行われていない。入学者のうち自校出身者が占める割合は以下のとおりである。また、特定の大学の出身者に何らかの区別が行われていることもない。

資料「自校出身者の占める割合」

入試年度	入学者	自校出身者	自校出身者の 占める割合
平成21年度	23名	6名	26.08%
平成22年度	22名	9名	40.9%
平成23年度	19名	7名	36.84%
平成24年度	6名	2名	33.33%
平成25年度	16名	5名	31.25%

（出典：法科大学院資料）

（２） 入学の前後を問わず、本法科大学院に対する寄付の募集等の制度は存在しない。

（３） 身体に障害のある者の受験に対しては、近畿大学全体で共通の対応がなされており、過去法科大学院においては、拡大した試験問題の提供および試験時間の延長などが行われたことがある。【解釈指針 6－1－3－1】

基準6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

（基準6-1-4に係る状況）

入学者選抜は、平成24年度入試以降A・B・C・D日程の年4回実施されている。

A～C日程の入学者選抜は未修者コース（3年）と既修者コース（2年）に分けて実施されている。

未修者コースでは、適性試験（第1部～第3部）の結果、学部成績、語学・資格等の実績の評価、本法科大学院独自に作成する小論文試験の結果を総合評価して可否の判断を行う。なお、小論文試験の題材は、教養的・社会的論題に関するものであり、法的知識の有無によって差が出ないように配慮されている。

既修者コースでは、適性試験（第1部～第3部）の結果、学部成績、語学・資格等の実績の評価、法律科目試験の結果を総合評価して可否の判断を行う。法律科目試験の内訳は、憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法である。

D日程の入学者選抜は未修者コースのみであり、適性試験の第1部～第3部の結果、学部成績、語学・資格等の実績の評価、適性試験第4部の結果を総合評価して可否の判断を行う。

入学者選抜に関するデータについては、本人からの開示請求に応じている。

なお、いずれの日程の試験においても旧司法試験の短答式試験や論文式試験、法学に関する一定の学力を必要とする各種資格試験の合格実績をもって加点することは行われていない。【解釈指針6-1-4-1】

適性試験の成績が下位15%未満の者については受験資格を認めておらず、その旨をパンフレット、募集要項、ホームページにおいて周知している。【解釈指針6-1-4-2】

別添資料19「近畿大学法科大学院募集要項2014」

資料「出願資格に関する適性試験の得点について(2013)」

※法科大学院全国統一適性試験の得点下位15%未満は出願資格なしとします。

2013年度入試については、146点未満を出願資格なしとします。

（出典：法科大学院ホームページ）

基準 6－1－5

入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

（基準 6－1－5 に係る状況）

出願時に提出を求めるプレゼンテーションシートには、資格・専門スキル（検定・免許・特技等）および語学の記載欄が設けられており、ここに記載された内容については評価マニュアルにしたがって公平・適切な評価が行われている。これにより、多様な学識やさまざまな実績、実務経験、社会経験等を評価し、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努力している。

上記のような努力の結果、入学者のうち法学関係以外の課程を履修した者、実務等の経験を有する者の占める比率は別添資料様式 2 のとおりであり、ほとんどの年において 3 割を越えていた。また、これらの者の占める割合が 3 割を下回る年においても 2 割を下回ることにはなかった。しかし、平成 25 年度はこれらの者が占める割合が 2 割を下回ったため、現在改善の措置について検討を行っている。【解釈指針 6－1－5－1】

別添資料 19「近畿大学法科大学院募集要項 2014」

別紙様式 2「学生数の状況」

6－2 収容定員及び在籍者数等

基準 6－2－1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることをしないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

（基準 6－2－1 に係る状況）

本法科大学院の収容定員数は 120 名であるところ、各年度における在籍者数は別添資料様式 2 の通りとなっており、在籍者数が収容定員を上回る状態は生じていない。

別紙様式 2「学生数の状況」

基準 6－2－2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

（基準 6－2－2 に係る状況）

本法科大学院の入学定員は当初 60 名であったが、定員の充足よりも優秀な人材の確保を最優先とする方針に基づき、入学者が定員を下回る状態が続いてきた。

法科大学院を志望する者が減少を続ける中、所定の入学定員の充足を容易にするために、平成 19 年度入試からは 2 年間の履修を望む者に小論文試験を免除する既修専願の方式を導入するとともに、それまで年 1 回であった入学者選抜を 2 回行うことにした。

平成 22 年度入試からは定員を削減し、40 名とした。

平成 23 年度入試からは、志望するコースと試験との関係をいっそう明確化するために未修者コースと既修者コースを独自に募集することとし、また各評価要素の配点の見直しなどの変更を行った。

平成 25 年度入試からは、入学検定料を引き下げるとともに、入学者選抜の実施回数を年 4 回とした。

別紙様式 2「学生数の状況」

基準 6-2-3 : 重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

(基準 6-2-3 に係る状況)

入学者選抜における競争倍率は2倍を確保している状況である(平成23年度の競争倍率は1.75倍となっているが、これは第一次選考の合格者数を受験者数として競争倍率2倍を確保したところ、後に第二次選考の欠席者数を受験者数から除外するように指示されたためである)。ここにいう競争倍率とは、合格者数に対する受験者数の割合をいう。

【解釈指針 6-2-3-1】

専任教員は14名で十分な質と数を確保している。

修了者の司法試験合格率は平成18年50%(18位)、同19年12%(62位)、同20年16%(51位)、同21年18%(37位)、同22年14%(41位)、同23年14%(38位)、同24年24%(16位)と推移している。

在籍者は所定の在籍者数を下回る状況が継続しており、本法科大学院においては、前記基準6-2-2に示すような入学定員の見直しと入学者選抜の改善を適宜行ってきた。しかし法科大学院志望者の減少傾向は止まらず、入学定員のさらなる見直しは喫緊の課題となっている。そこで、平成26年度より入学定員を30名に削減することが決定している。

別紙様式2「学生数の状況」

資料「募集定員の変更について」

開催日時:平成25年5月13日(月) 午後1時20分～午後2時50分

場 所:法科大学院共同研究室(B館9階)

(1)平成26年度入学試験に関する件(募集定員・入試日程・入試出題等)

1. 募集定員

小橋院長より、法科大学院入学定員の削減について、説明がなされ、平成26年度入学試験より定員を30名とする旨提案があり、原案どおり承認された。

以下省略

(出典:法科大学院教授会議事録)

2 特長及び課題等

本法科大学院は、「公平性・開放性・多様性を旨とし、多様なバックグラウンドを持ち、良き法曹となる資質を有する学生を広く受け入れる」というアドミッション・ポリシーを設定し、これを必要な情報とともにホームページにおいて公表している。

そしてこのようなアドミッション・ポリシーに基づき、公平かつ客観性のある入学者選抜を責任ある体制のもとで実施している。入学者における多様な知識や経験を有する者の比率は高く、さらに司法試験合格者におけるこれらの者の割合もほとんどの年で3割を越えている点は評価できるものとする。

しかし、法科大学院を取り巻く環境は厳しく、既修者コースの導入、入学検定料の引き下げ、入試実施回数の増加などさまざまな努力にもかかわらず、入学者が定員を下回る状況が続いている。平成26年度からは入学者定員を削減することを決定済みであるが、定員の充足に向けて努力を継続する必要がある。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

（基準7-1-1に係る状況）

本法科大学院では、以下の体系的な学習支援を組織的に行うことにより、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるような体制を整備している。

（1）ガイダンス

授業開始に先立ち、入学者を含めた全員についてガイダンスを行っている。本法科大学院がめざしている「市民生活法曹」と「国際ビジネス法曹」の各々に従った履修モデルを掲載した『近畿大学法科大学院履修要項(Bulletin)』、「法科大学院ガイダンス」、「時間割表」等を資料として配付し、法科大学院長からの挨拶で本法科大学院での教育理念及び目的を改めて伝え、教務委員長による成績評価や履修手続等の教務事項の説明、修了生からのメッセージの後、学年別に重要事項についてのガイダンスを行っている。学年別ガイダンスでは、1年生は法科大学院における学習の仕方について、2年生は演習科目履修上の留意点について、3年生は最終学年における取り組み方や司法試験などについて説明し、学生との質疑応答を行っている。

また、入学前に15回程度電子メールで、教員による各法分野の学習の内容、実務家教員による法曹経験者としてのメッセージ、在学生からの法科大学院での学習の様子を伝えるメッセージを配信している。【解釈指針7-1-1-1】

資料「平成25年度法科大学院ガイダンス」

<日時>

平成25年3月30日(土) 午前10:30～

<場所>

全体ガイダンス－B館6階601教室

学年別ガイダンス－1年生601教室 2年生1001教室 3年生1002教室

<プログラム>

1. 法科大学院長挨拶－法科大学院長 小橋教授
2. 教務・学生(成績)関係について－教務委員 上田教授
3. 修了生メッセージ
4. 学年別ガイダンス

<今年度担任教員>

学 年	学籍番号・クラス	担 任
1 年 生	2012 年度入学者・1358510001・1358510003	中 園

	1年生	1358510004～1358510007	渡 辺
		1358510008～1358510011	奥 田
		1358510012～1358510015	上 田
	2年生	2011 年度以前の入学者・1258510002・1258510003	下 村
		1358510101～1358510102	小 橋
	3年生	2010 年度入学者・1158510002	中 森
		1158510006～1158510009	河 内
		1158510010～1158510013	阪 本
		1158510014・1258510101・1258510102	藤 田

＜配付資料＞

- 1.「平成 25 年度 法科大学院ガイダンス」
- 2.「時間割表」
- 3.「各種勉強会等のご案内」
- 4.『平成 25 年度近畿大学法科大学院履修要項 (Bulletin)』
- 5.『平成 25 年度近畿大学法科大学院授業計画 (シラバス)』
- 6.「医療費給付ガイド」
- 7.「近畿大学学園ハラスメント防止のためのガイドライン」(新入生のみ)

ガイダンス終了後、12時半よりB館 10 階アメニティホールにて新入生歓迎懇親会を開催しますので、全員参加してください。

(出典:ガイダンス配付資料)

別添資料20「入学前配信メッセージ」

(2) 入学予定者とくに法学未修者に対する特段の配慮

(ア) 法学完全未修者（未修者の中には法学部出身者と初めて法律を勉強する者とがいる。完全未修者とは後者をさす）を主たる対象に、授業開始前に開講前補習を実施し、法学における基本的な考え方を学習するとともに法科大学院における双方向・多方向授業を経験することを目的として、学習の仕方のほか、憲法・民法・刑法の法律基本科目について基礎的な内容の授業を行っている。

資料「開講前補習」

平成 25 年度入学生対象

日 時		授業内容	担当者
3 月 18 日(月)	9:00～10:30	学習の仕方(判例の読み方と基本書の読み方)	上田健介
	10:40～12:00	学習の仕方(法解釈の基礎)	奥田香子
	13:00～14:30	憲法	上田健介
	14:50～16:20	民法	河内 宏
3 月 19 日(火)	10:00～12:00	模擬裁判傍聴	瀧賢太郎
	13:00～14:30	刑法	中森喜彦

* オリジナルテキスト使用、入学前推薦図書を参考書とする

(出典:入試合格者への案内)

(イ) 法学未修者に対して、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法について入門書的な内容の入学前推薦図書を指定し、開講前に読み終えておくように指示している。図書一覧は合格通知書とともに送付している。

既修者として入学した2年生に対しても、ガイダンスや教員の個別指導や事務担当者との相談において、演習科目は応用的・発展的な問題を扱うこと、総合演習科目は理論と実務の架橋をめざし、実体法と手続法を統合的に学ぶことを理解させている。【解釈指針7-1-1-2】

資料「入学前推薦図書について」

法学部以外の学部出身者は、下記の図書を購入の上、開講までに読み終えておくこと。法学部出身であっても、未修者として入学する場合は、読み終えておくことが望ましい。

憲法

松井茂記『日本国憲法を考える(第2版)』(2009年 大阪大学出版会)

行政法

藤田宙靖『行政法入門〔第5版〕』(2006年 有斐閣)

民法

潮見佳男『入門民法(全)』(2007年 有斐閣)

商法

神田秀樹『会社法入門』(2006年 岩波新書)

藤田勝利・北村雅史編『プラマリー商法総則・商行為法(第3版)』(2010年 法律文化社)

民事訴訟法

裁判所職員総合研修所監修『民事訴訟法概説(8訂補訂版)』(2007年 司法協会)

刑法

井田良『基礎から学ぶ刑事法(第4版)』(2010年 有斐閣)

刑事訴訟法

下記のいずれか1冊(下へいくほど内容が詳細になります。また、いずれについても今後改訂・補正される可能性がありますので、最新版を購入するよう注意してください。)

1 裁判所職員総合研修所監修『刑事訴訟法概説(三訂補訂版)』(2011年 司法協会)

2 井田良『基礎から学ぶ刑事法(第4版)』(2010年 有斐閣)

3 三井誠ほか『入門刑事手続法(第5版)』(2010年 有斐閣)

(出典:入試合格者への案内)

(3) オフィスアワー・クラス担任制

(ア) 専任教員によるオフィスアワーを設けて希望する学生の個別的な教育・指導を行っており、学生は自由に教員の研究室を訪れて質問などができるようにしている。研究室には6人がけのミーティングテーブルが備えられているため、学生に対して十分な空間的余裕を持って接することができる。非常勤教員については、一律のオフィスアワーは設定していないが、6人がけのミーティングテーブルを備えた非常勤講師室において、授業の前後に学生からの質問や学習相談に応じられるようにしている。

別添資料6「平成25年度近畿大学法科大学院履修要項(Bulletin)」

p.32 オフィスアワー

(イ) 総合的できめ細かな学習指導や生活指導、進路指導を行うために、クラス担任制を設けている。クラス担任の1クラス規模を3名前後とすることにより、綿密な対応が可能となるようにしている。特に、1年生の入学1カ月後や各学年の期末試験後ないし休暇前後など、必要と思われる時期に個人面談やメールによる連絡を行っているほか、日常的にコンタクトがとれる手段を確保してきめ細かな学習・生活・進路指導を行っている。また、FD研修会ではクラス担任による学生の状況報告や情報の交換及び共有を図り、指導体制を強化している。

さらに、毎年9月上旬及び2月下旬に専任教員による個人面談を実施し、個々の学生の学業成績評価をもとに今後の学習のあり方などについて学生に指導し、協議する場を設けている。

資料「平成25年度法科大学院ガイダンス」〈今年度担任教員〉

基準7-1-1(本評価書65ページ)参照

(ウ) 事務課には、学生相談カウンターが設けられており、学生が学習についての相談に常時訪れ、その相談内容が事務課から関係教員に伝えられている。【解釈指針7-1-1-3】

(4) 教育補助者等

学習指導教員(若手弁護士)8名が、正規の授業ではカバーしきれない事項について以下のような補完的指導を行っている。

学習指導教員による各種勉強会として、憲法、行政法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の勉強会が学年毎に(1年生対象および2・3年生対象)隔週開催されている。また、個々の学生のさまざまな個別相談に応じるための日が設定されており、学習指導教員1名が担当している。

さらに、平成23年度から1年生及び既修入学者対象のチューター制度を導入し、入学直後の勉強スタイルの確立を目的とした個別指導方式を実施している。各学習指導教員が院生数名を担当(院生は必ずいずれかのチューターに登録)し、学習方法等について継続的な指導が行われる。【解釈指針7-1-1-4】

資料「学習指導教員による学習指導・勉強会(25年度)」

【前期】

木曜5時限 個別相談(毎週)

[1年生対象]隔週

憲法勉強会、民法A勉強会、民法B勉強会、行政法勉強会、
刑法A勉強会、チュートリアル

[2・3年生対象]隔週

既修チュートリアル、行政法勉強会、民法勉強会、商法勉強会、
民事訴訟法勉強会、刑法勉強会、刑事訴訟法勉強会

【後期】

火曜5時限 個別相談(隔週)

[1年生対象]隔週

民法C勉強会、商法勉強会、民事訴訟法勉強会、刑法B勉強会、
刑事訴訟法勉強会、チュートリアル

[2・3年生対象]隔週

憲法勉強会、行政法勉強会、民法勉強会、商法勉強会、
民事訴訟法勉強会、刑法勉強会、刑事訴訟法勉強会、民法事例検討会

(出典:法科大学院資料)

7-2 生活支援等

基準 7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-2-1 に係る状況)

本法科大学院では、以下のような経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めることにより、学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できる環境を整えている。

(1) 経済的支援

(ア) 分納・延納

近畿大学では、経済的事情等により納入期限までに学費を納入することができない場合は、所定の手続をすることで、分納・延納の制度を利用することができる。法科大学院生についても、少数ではあるが、毎年利用している者もいる。詳細については、別添資料の通りとなっている。

別添資料6「平成 25 年度近畿大学法科大学院履修要項(Bulletin)」

p.47 分納・延納

(イ) 特待生制度

本法科大学院では、成績優秀者への特待生制度を設けており、入学者特待生は入学試験で一定基準の成績を収めた者のうち上位から、初年度につき、授業料全額免除 5 名以内、同半額免除 12 名以内をめぐりに決定することとしている。成績優秀者特待生は前年度に所定の基準を満たす成績を収めた者のうち上位から、各学年につき、授業料全額免除 5 名以内、同半額免除 12 名以内を予定している。

運用状況については、下記資料「成績優秀者特待生の状況」のとおりである。

資料「近畿大学法科大学院学則」

(奨学生)

第 44 条 学力優秀かつ品行方正で学生の模範と認められる者は、これを奨学生とすることができる。

2 奨学生に対しては、学費の全部又は一部を免除又は貸与する。

3 奨学生に関する事項は、別に定める。

(出典：法科大学院学則)

資料「成績優秀者特待生の状況」

(単位：人)

年度	学年	入学者特待生		成績優秀者特待生	
		全額免除	半額免除	全額免除	半額免除
平成 24 年度	1 年	2	2		
	2 年	2	0	4	0
	3 年			2	6

平成 25 年度	1 年	2	11		
	2 年	2	1	2	0
	3 年			4	1

(注)入学者特待生の2年は既修入学者

(出典:法科大学院資料)

(ウ) 近畿大学奨学金制度

奨励型奨学金制度には、給付奨学金と貸与奨学金がある。

近畿大学給付奨学金は、健康にして、特に人物・学業ともに優秀でありながら、経済的に学資の援助を受けることが必要であると認められ、学内の特待生でなく、他の奨学団体で給付を受けていないことを申込資格としている。単年度申請で、毎年6月に募集し、9月に年額30万円が交付されるが、平成23年度、同24年度とも法科大学院生については該当者なしとなっている。

近畿大学貸与奨学金（無利子）は、教育の機会を均等に寄与するため、健康にして人物・学業ともに優秀でありながら経済的な理由で修学が困難な者に対して、学資の一部を貸与し学業を継続させることを目的としている。日本学生支援機構の第二種奨学金の家計基準を満たしていることを申込資格とし、単年度申請で、毎年4月に募集し、9月に年額80万円が無利子で貸与される。在学中の返還は猶予され、返還総額80万円の場合は、年額10万円を8回（8年）、返還総額160万円の場合は、年額10万円を16回（16年）、返還総額240万円の場合は、年額12万円を20回（20年）に分けて修了後に返還することになっている。

その運用状況は、平成23年度2年生2名、平成24年度3年生4名となっている。

上記のほか、救済型奨学金制度として災害特別奨学金と応急奨学金が準備されているが、平成23年度及び同24年度については利用がなかった。

(エ) 日本学生支援機構奨学金制度

日本学生支援機構奨学金は、経済的理由により修学に困難がある学生に対し貸与されるもので、第1種は無利子、第2種は有利子である。第1種は、貸与月額5万円・8万8千円、貸与月数24カ月・36カ月の中から学生が必要に応じて選択できる。第2種は、貸与月額5万円・8万円・10万円・13万円・15万円・19万円・22万円、貸与月数24カ月・36カ月の中から、学生が必要に応じて選択できるものである。

その運用状況は、下記資料のとおりである。

資料「日本学生支援機構奨学金の貸与状況」

(単位:人)

年度	学年	1種のみ	2種のみ	1・2種併用	計
平成 23 年度	1 年	3	7	3	13
	2 年	6	2	4	12
	3 年	2	2	4	8
平成 24 年度	1 年	2	0	1	3
	2 年	3	6	3	12
	3 年	6	2	3	11

(出典:法科大学院資料)

(オ) 教育ローン

教育ローンとして、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」が利用できるほか、近畿大学が株式会社オリコとローン提携した「オリコ学費サポートプラン」もある。

別添資料6「平成25年度近畿大学法科大学院履修要項(Bulletin)」

p.49 4.学費提携ローン「オリコ学費サポートプラン」

p.50 5.「国の教育ローン」

(2) 法科大学院生教育研究賠償責任保険

法科大学院生教育研究賠償責任保険は、法科大学院協会からの要請を受けて、臨床実習に関わる新たなリスクに対応するために作られ、財団法人日本国際教育支援協会が運営・登録手続きを扱っているものである。保険の範囲は、臨床実習も含めて生活上の幅広い賠償責任に対するものとなっており、平成18年度から本法科大学院では大学の費用で全員加入している。【解釈指針7-2-1-1】

別添資料14「法科大学院生教育研究賠償責任保険のご案内」

(3) 学生生活に関する支援体制の整備

(ア) 学生健保共済会

学生健保共済会は、学生(会員)が心身ともに健康な生活を送ることができることを目的として設立されており、健康増進事業と保険共済事業を展開している。後者の事業では、病気やけがについて治療後の診察料を給付している。また、学費補償制度も運営している。この年会費は6,500円である。

その医療費給付状況は、下記資料のとおりである。

資料「学生健保共済会医療費給付状況(法科大学院)」

年度	給付人数	給付件数	金額(円)
平成23年度	15	135	396,300
平成24年度	9	123	473,600

(出典:近畿大学学生健保共済会資料)

(イ) 保健管理センター

保健管理センターは、医師や臨床心理士が常駐して、健康相談、応急手当、カウンセリング、健康診断などを行っており、治療が必要なときは医師や臨床心理士が医療機関へ紹介している。また、定期健康診断は、毎年4月下旬に行っている。委託医療機関及び附属医療機関も配備している。利用状況は下記資料のとおりである。

別添資料6「平成25年度近畿大学法科大学院履修要項(Bulletin)」

p.51 保健管理センター

資料「保健管理センター利用状況（法科大学院）」

（単位：人）

年 度	健康相談		応急対応		緊急対応		計
	男	女	男	女	男	女	
平成 23 年度	4	1	4	3	0	0	12
平成 24 年度	2	0	0	0	0	0	2

- * 健康相談：医師による診察、健康に関する相談受付
- * 応急対応：医師、看護師による応急手当
- * 緊急対応：外部の医療機関へ搬送

（出典：近畿大学保健管理センター資料）

（ウ） ハラスメント相談

ハラスメントについては、全学における委員会設置の規則に基づいて本法科大学院においても、ガイダンスの際に「近畿大学学園ハラスメント防止のためのガイドライン」を新入生に配付するほか、ハラスメント防止相談員（教員男女各1名）を配置している。なお、これまでに相談は寄せられていない。【解釈指針7－2－1－2】

資料「近畿大学ハラスメント全学対策委員会規程」

（目的）

第1条 近畿大学におけるハラスメントの防止のために、近畿大学学園ハラスメント防止ガイドラインに基づいて、近畿大学ハラスメント全学対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（出典：近畿大学学園例規集）

別添資料21「近畿大学学園ハラスメント防止のためのガイドライン」

7-3 障害のある学生に対する支援

基準 7-3-1

身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

(基準 7-3-1 に係る状況)

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実

本法科大学院は、全館バリアフリーになっており、点字ブロック、障害者用の駐車スペース、エレベーター、トイレ（1 階）が整備されており、その点では身体障害者の受験や修学のための設備上の配慮が存在する。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置

障害の種類や程度に応じた特別措置及び組織的対応については、全学の組織である「近畿大学障がい学生支援委員会」の下で検討されており、事務課職員も委員として加わっている。

身体に障害のある者の受験については、出願後の受験に関する注意事項の通知において、下記の資料の※のとおり記し、実際の申し出に応じて可能な配慮を行うこととしている。

資料「障害者への特別配慮」

※身体に障害があり、受験に際して特別の配慮を必要とする志願者は、事前に法科大学院事務課に申し出てください。

(出典：入学試験について(通知))

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準7-4-1に係る状況）

本法科大学院では、キャリア支援委員会を中心に、学生の主体的な進路選択を可能にするための相談に応じたり、必要な情報の収集・提供等に努めている。

（1） キャリア支援について

キャリア支援については、実務家教員を中心に構成するキャリア支援委員会を設置して組織的に対応している。司法試験合格者に対しては、将来の希望が弁護士か、検察官か、裁判官か、弁護士になるとして専門家を目指すのか、ジェネラリストを目指すのか、弁護士事務所に勤務するのか、インハウスローヤーとなるのか、そのために修習中にしておかなければならないこと、しておいた方がよいこと、その実態等進路を選択するに当たっての有用な情報を実務経験を踏まえて提供し相談に応じている。

また、司法試験に合格しなかった者に対しては、企業法務、税理士法人、監査法人、弁理士法人、公務員等、法科大学院で習得した分析能力、論理能力、知識を活用できる場の求人情報を提供し、相談に応じている。

資料「各種委員会の構成員」

基準5-1-1(本評価書 51 ページ)参照

（2） 就職指導について

本法科大学院では、修了時に連絡先（メールアドレス）を法科大学院事務課へ連絡するよう依頼し、修了後も連絡を取り合える体制を整えている。これにより、事務課から修了生に、進路変更や就職状況などを含めた現在の状況について連絡するよう定期的に依頼しており、修了後の動向把握に努めている。もっとも、司法試験に合格しなかった者の中には、本法科大学院との関係の維持に積極的でない者も一定数存在する。

本法科大学院からは、これまでに43名の修了生が司法試験に合格し、内訳は検察官任用が1名、弁護士が33名、司法修習中が10名、となっている。司法試験合格者で、これまでのところ就職できなかった者はいないが、依然として弁護士志望者の就職状況には困難な問題が認められる。本法科大学院においては、積極的に公務員法曹を目指すことの重要性を説く一方で、修習における自己研鑽がひいては自己の就職の道を開くことの自覚を深めさせ、司法試験合格後の研鑽を積んで行くべきことの重要性の指導を強めることとしている。

また、司法試験受験資格を失った者、進路変更を考えている者へのサポート体制も整えている。具体的には、前述の連絡先（メールアドレス）を利用して、各公務員試験情報や求人情報などを積極的に提供しているほか、本学キャリアセンターとも連携を取って、履歴書の書き方、面談指導等の就職サポートも提供している。今後は、大学OBからのサポート情報の提供など、更なるキャリア支援体制の強化を図ることを検討している。

資料「求人情報のお知らせ」

近畿大学法科大学院
修了生 各位

近畿大学法科大学院です。
標記の件につきまして、以下の求人情報をお知らせします。

- ・サマークラーク募集のお知らせ
- ・兵庫県職員上級採用試験案内
- ・文科省・原子力損害賠償紛争解決センターADR業務職員の追加募集
http://www.mext.go.jp/b_menu/saiyou/hijyoukin/1335240.htm

サマークラークについては添付の資料をご確認ください。
兵庫県職員採用の詳細につきましては HP をご確認ください。
文科省・原子力損害賠償紛争解決センターADR業務職員につきましては、
上記の URL をご確認ください。

先日も求人案内をお送りさせていただきましたが、
今後につきましても、ご案内等を法科大学院より
配信させていただく予定です。

(出典:修了生へのメール)

2 特長及び課題等

本法科大学院では、入学者（とくに法学未修者）に対する学習支援を強化するため、学習情報の提供や開講前補習による導入教育を積極的に行い、入学後も、専任教員によるクラス担任制、教育補助者、事務課での相談等により、学習指導・生活指導・進路指導を組織的に行う体制をとっている。

学習指導教員による勉強会ないし学習会など、多様な形態での学習指導を行うことにより、学力向上のみならず学習上の問題解決にも寄与している。専任教員と教育補助者の間では日常的な意見交換が行われているが、さらに定型的かつ組織的な連携強化の方法を確立すべく検討しているところである。また、1年次の学生を対象としたクラス担任による個別面談や指導を強化したところであるが、FD 研修会等においてその効果の検証等を継続的に行う必要がある。

学生の学習上の相談に事務課がきめ細かく対応して関係教員に連絡したり、専任教員及び事務課と教育補助者が日常的に意見交換するなどにより、関係者の相互連携により迅速な状況把握と効果的な対応が行えるように努力している。

学生の経済的支援に対する種々の方法を提供しているほか、学生生活全般についても支援体制の整備に努めており、それらの制度・施設が有効に利用されている。

キャリア支援委員会を設置することにより就職相談等を組織的に行っている。なお、昨今の就職状況から見てより一層きめ細かに学生の就職相談に応じる必要がある。従来は司法試験合格者の就職相談や支援が中心であったが、今後は、本法科大学院を修了した非合格者についても習得した能力を活用できる場（弁護士事務所・弁護士法人・税理士法人・監査法人等の士業、民間会社、官公庁、地方自治体など）についての情報収集と、院生・卒業生への情報発信を行うこと、これらの場に対する本法科大学院からの人材に関する情報提供やPRなども検討する必要がある。そのための方法として、大学内のキャリア支援センターとの連携やOBサポートの情報提供などをより強化することを検討しているところである。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格及び評価

基準8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

（基準8-1-1に係る状況）

本法科大学院は1学年の定員を40名、収容定員を120名とする。本法科大学院には専任教員14名、兼任教員5名、兼任教員34名を置いている。これら教員はいずれも当該授業科目を担当するにふさわしい教育上の経験・年数、研究業績、職務上の実績当を有しており、教育上必要な教員が置かれているといえることができる。

別紙様式3「教員一覧、教員分類別内訳」

基準 8－1－2：重点基準

基準 8－1－1 に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8－1－2 に係る状況)

本法科大学院の専任教員は、その多くが法科大学院設置申請において「可」の評価を得、あるいは平成 20 年度に行われた法科大学院認証評価の際の教員評価において、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められている。

これら教員は、すべて法科大学院のみに所属し、大学設置基準第 13 条に規定する教員の数及び大学院設置基準第 9 条に規定する教員の数に参入される者はいない。【解釈指針 8－1－2－1】【解釈指針 8－1－2－2】

別紙様式 3「教員一覧、教員分類別内訳」

基準 8－1－3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

（基準 8－1－3 に係る状況）

専任教員の任用及び昇格は、「法科大学院教員選考基準」により行われている。

教員昇格人事の手続については、構成教員数が現在 14 名と少ないことも考慮して、さしあたり法科大学院長が専門分野の教員との協議をふまえて発議し、人事教授会で選任された 3 名の審査員による審査を経て、人事教授会で決定することになっている（平成 19 年 4 月 11 日教授会決定）。任用手続についてもこれに準じる。

資料「法科大学院教員選考基準」

近畿大学法科大学院教員の任用及び昇格にあたっては、人格、識見、経歴、研究教育経験、実務経験、健康状態、年令及び担当科目の性質等を考慮し、原則として次の条件を基準とする。

1 次の各号の一に該当し、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者は、教授とすることができる。

（1）大学における研究歴（大学院博士後期課程における研究歴を含む。以下、同じ。）及び法曹としての実務歴をあわせて、おおむね 10 年以上の経歴を有する者。ただし、研究者教員については、大学における教育歴をおおむね 5 年以上、実務家教員については、法曹としての実務歴をおおむね 5 年以上有することを要する。

（2）その他、企業、公私の研究教育機関等に所属し、前号の者と同等以上の研究教育能力を有すると認められる者。

2 次の各号の一に該当し、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者は、准教授とすることができる。

（1）研究者教員については、大学における研究歴及び教育歴をそれぞれおおむね 5 年以上、実務家教員については、法曹としての実務歴をおおむね 5 年以上有する者。

（2）その他、企業、公私の研究教育機関等に所属し、前号の者と同等以上の研究教育能力を有すると認められる者。

3 修士課程を修了した者又は法科大学院の課程を修了し司法試験に合格した者で、法科大学院の教員として将来性に富むと認められるものは、助教として任用することができる。

ただし、助教の任期は 1 年とし、4 回を限度として更新できるものとする。

（出典：法科大学院資料）

非常勤教員の採用については、当該担当科目の教育能力に重点を置きつつ専任教員の任用基準に準じて判断するものとし、関係専門分野の教員による選考及び教務委員会に

おける調整を経て、人事教授会において審議・決定するものとしている。

8-2 専任教員の配置及び構成

基準8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

本法科大学院の入学定員は40名であり、必要とされる専任教員数は12名である。本法科大学院の専任教員は14名（みなし専任教員1名を含む）であり、すべて本法科大学院に限り専任教員として取り扱われているものである。【解釈指針8-2-1-1】

また、これら専任教員のうち13名が教授である。【解釈指針8-2-1-2】

上に述べたように、本法科大学院では教育の理念及び目標を実現するために、12名を超える専任教員が適切に置かれている。【解釈指針8-2-1-3】

別紙様式3「教員一覧、教員分類別内訳」

別紙様式4「科目別専任教員数一覧」

基準 8－2－2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

（基準 8－2－2に係る状況）

本法科大学院においては、法律基本科目につき憲法 2 名、行政法 1 名、民法 2 名、商法 1 名、民事訴訟法 1 名、刑法 1 名、刑事訴訟法 2 名の専任教員が置かれている。これら教員は、いずれも当該科目を適切に指導できる者であり、また本法科大学院の入学定員は 40 人であることから、本基準を満たすものである。【解釈指針 8－2－2－1】

別紙様式 3「教員一覧、教員分類別内訳」

別紙様式 4「科目別専任教員数一覧」

基準 8-2-3

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

（基準 8-2-3 に係る状況）

本法科大学院においては、法律基本科目以外に、労働法および知的財産法に専任教員が置かれている。労働法は市民生活法曹の養成に関し、知的財産法は国際性豊かなビジネス法曹の養成に関して法律基本科目とともに重要な役割を演じる科目である。

専任教員の年齢構成は資料のとおりである。年齢構成に偏りが見受けられるが、著しいものとはいえず、また人事においてはその修正に留意するよう努めており、平成21年度以降の新規採用者5名のうち3名は40歳代である。【解釈指針 8-2-3-1】

本法科大学院において開設されている必修科目は67単位であるが、それらのうち専任教員が担当者となっているのは57単位(85%)であり、7割以上が専任教員によって担当されている。

資料「専任教員の年齢構成」

	70歳代	60歳代	50歳代	40歳代	30歳代
教 授	1名	7名	2名	2名	1名
准教授					1名

※年齢は平成25年5月1日現在

（出典：法科大学院資料）

別紙様式1「開設授業科目一覧」

別紙様式3「教員一覧、教員分類別内訳」

別紙様式4「科目別専任教員数一覧」

基準 8－2－4：重点基準

基準 8－2－1 に定める専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

（基準 8－2－4 に係る状況）

本法科大学院の専任教員 14 名のうち、4 名が実務家専任教員である。基準 8－2－1 に定める本法科大学院の専任教員数は 12 名であり、その 2 割である 3 名を越える。これら実務家専任教員はすべて専攻分野における 5 年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有しており、担当する授業科目はその実務経験との関連が認められるものである。【解釈指針 8－2－4－1】

4 名の実務家専任教員のうち 1 名は、1 年に 6 単位以上の授業科目を担当し、かつ教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営に責任を負うみなし専任教員であるが、専任教員だけでも基準を充足している。【解釈指針 8－2－4－2】

これら実務家教員は、教授会への出席をはじめ、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担い、入学試験実施業務にも専任教員と同様に関わっている。

別紙様式 3「教員一覧、教員分類別内訳」

基準 8－2－5

基準 8－2－4 に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも 3 分の 2 は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

（基準 8－2－5 に係る状況）

本法科大学院における基準 8－2－4 に定める実務家専任教員は、すべて 5 年以上の法曹としての実務経験を有しており、本基準を満たすものである。

別紙様式 3「教員一覧、教員分類別内訳」

8－3 教員の教育研究環境

基準 8－3－1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

（基準 8－3－1 に係る状況）

本法科大学院における専任教員の授業負担は、他研究科、他学部等を通じておおむね 12 単位～16 単位であり、20 単位を超える者はいない。【解釈指針 8－3－1－1】

別紙様式 3「教員一覧、教員分類別内訳」

基準 8－3－2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

（基準 8－3－2 に係る状況）

本法科大学院においては「近畿大学法科大学院研究専念期間制度に関する規程」が設けられており、法科大学院専任教員が、3年以上継続して勤務したときには6月間の、6年以上継続して勤務したときには1年間の研究専念期間を取得する資格を得るものとしている。

この規程に基づき、平成 22 年 9 月～平成 23 年 8 月、平成 23 年 9 月～平成 24 年 8 月の期間に、それぞれ 1 名が研究専念期間を取得した。

資料「近畿大学法科大学院研究専念期間制度に関する規程」

（趣旨）

第1条 高度専門職業人たる法曹を養成するという法科大学院の教育目的に応じて、実践的できめ細かな教育方法を確保しながら高度の教育水準を維持し向上させるために、法科大学院の専任教員に対する研究専念期間制度を設ける。

（対象者および資格者）

第2条 専任教員は、その就任の日または研究専念期間終了の日から起算して3年以上継続して勤務したときは、6月間の研究専念期間を取得する資格を有する。

2 専任教員は、前項の研究専念期間を取得することなく、その就任の日または研究専念期間終了の日から起算して6年以上継続して勤務したときは、1年間の研究専念期間を取得する資格を有する。

（研究専念者の決定）

第3条 研究専念期間の取得者（以下「研究専念者」という。）の決定は、別に定める研究専念者選考委員会の議を経て、法科大学院長が決定する。

（以下省略）

（出典：近畿大学法科大学院研究専念期間制度に関する規程）

基準 8－3－3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

（基準 8－3－3 に係る状況）

法科大学院の運営及び専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するために、法学部・法科大学院事務部の下に法科大学院事務課が置かれ、法学部・法科大学院事務部事務長の下に2名の専任職員と2名の契約職員が配属されている。これらの職員のうち3名は、短い者でも法科大学院事務課において3年以上のキャリアを有しており、教員の教育上及び研究上の職務の補助に十分な資質と能力を有している。

2 特長及び課題等

本法科大学院は、各担当分野において十分な教育上の経歴・年数、研究業績、職務上の実績等を有する優秀な教員を配置し、教育に臨んでいる。また、専任教員の授業負担も少なく、研究専念期間なども設けられており、教育研究環境は充実したものといえる。

もっとも、専任教員の年齢構成については偏りが見受けられ、今後はその修正も視野に入れながら人事を行っていく必要が認められる。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

（基準9-1-1に係る状況）

本法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議として、教授会を置いている。

本法科大学院は専任教員14名の小規模な組織であるため、通常の審議事項については教授会構成員に准教授も加えた会議で審議することとしており、教員の採用や人事に関わる事項を審議する場合にのみ、専任教授のみで構成される会議を開催している。内部的には、前者は「教授会」、後者は「人事教授会」と称して運用されている。【解釈指針9-1-1-2】

資料「近畿大学法科大学院学則」

（教授会）

第18条 教授会は、本大学院の専任教授をもって構成する。ただし、当分の間、非常勤の実務家専任教授については、実務基礎教育を中心とするカリキュラム編成等を審議する会議のみの構成員とすることができる。

（審議事項）

第19条 教授会は、本大学院の人事及び管理運営に関する重要な事項のほか、次の事項を審議する。

- (1)教育課程に関する事項
- (2)授業科目担当者の選考に関する事項
- (3)学生の入学・休学・復学・退学・再入学及び復籍に関する事項
- (4)成績評価及び課程の修了に関する事項
- (5)実践的教育に関する事項
- (6)教育内容の改善のための教員の組織的研究及び研修に関する事項
- (7)学生の補導に関する事項
- (8)その他大学院に関する事項

（会議の招集）

第20条 教授会は、法科大学院長（以下、学院長という。）が招集して、その議長となる。

2 学院長にやむを得ない事故があるときは、あらかじめ定める本大学院の教授が学院長の職務を行う。

（定足数）

第21条 教授会は、構成員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 人事についての会議は、構成員の3分の2の出席がなければ、これを開くことができない。

（議決）

第22条 教授会の議事は、別に定める場合を除くほか、出席構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは否決とする。

2 人事については、出席構成員の3分の2の多数でこれを決する。

(出典:近畿大学法科大学院学則)

本法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜等に関する重要事項は、教授会にて審議している（法科大学院学則第19条参照）。教授会の開催に先がけて、法科大学院長を中心とした関係教員・事務職員で構成する執行部会を開催し、審議事項を吟味するとともに、会議時間の目安を2時間以内とし、効率的な会議運営を心掛けている。【解釈指針9-1-1-1】

教授会の下に、教務委員会、入試委員会、自己点検・評価委員会、図書・編集委員会、臨床教育委員会、キャリア支援委員会を置き、それぞれの委員会で検討された提案を教授会にて最終決定している。このように、本法科大学院では、法科大学院の運営の独自性を担保するため、教授会における審議が尊重される体制が整えられている。【解釈指針9-1-1-3】

資料「各種委員会の構成員」

基準5-1-1(本評価書51ページ)参照

本法科大学院の長として、法科大学院長を置いている。法科大学院長は別に定める法科大学院長選挙規則にのっとり選挙される。

資料「法科大学院長選挙規則」

第1条 法科大学院長（以下、学院長という。）の任期は、2年とする。ただし、再選を妨げない。

第2条 学院長は、法科大学院教授会（以下、教授会という。）において互選する。

第3条 選挙は、投票により次の方法に従って行う。

(1)教授数の3分の2以上の投票を得た者があるときは、これを当選者とする。

(2)前号による当選者がいないときは、得票数が多い者2名につき決選投票を行う。

(3)最多数の投票を得た者が3名以上あるときは、その全部につき決選投票を行い、その得票数の少ない者を除外して、順次これに従って残余の2名につき決選投票を行う。

(4)次点者が2名以上あるときは、前号の例に準じて次点者のみにつき決選投票を行い、その当選者と最多数の投票を得た者につき決選投票を行う。

(5)決選投票において投票が同数のときは、教授就任の早い者をもって当選者とし、教授就任の時期を同じくするときは、出生の早い者をもって当選者とする。

第4条 当選者は、当選を辞退することができない。ただし、やむを得ない事由があり、教授会の承認を得たときは、この限りでない。

(出典:法科大学院長選挙規則)

基準 9-1-2

法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に
応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

(基準 9-1-2 に係る状況)

法科大学院は、法曹養成に特化した実践的な教育を行う専門職大学院であり、従来の
大学院の研究センターの考え方から真の教育重視への大きな転換に向けて自己変革が求めら
れている。このことから、既存の大学院各研究科の事務を担当する各学部事務部及び教
学事務部とは独立した「法科大学院事務課」を「法学部・法科大学院事務部」に設置し
ている。

別添資料 22「学校法人近畿大学事務組織」

法学部・法科大学院事務部事務長を長として、法科大学院事務課には、専任職員 2 名、
契約職員 2 名の職員が配置されており、独立の本法科大学院の設置形態と、専任教員 14
名、学生定員 120 名の規模に応じたものである。専任職員を中心に、分掌事務の処理、
教員の教育上及び研究上の職務の補助、学生の学習・生活上の相談、教材の印刷、製本、
リーガルクリニック運営等について、教員と緊密な連携をとりながら業務を遂行してい
る。

資料「法科大学院事務課事務分掌」

法科大学院事務課

- (1) 大学院長印の保管に関する事項
- (2) 年間授業計画の立案・実施に関する事項
- (3) 教育課程及び履修に関する事項
- (4) 期末試験の実施に関する事項
- (5) 学位に関する事項
- (6) 履修要項、講義要項作成に関する事項
- (7) 履修登録管理に関する事項
- (8) 教室の使用管理に関する事項
- (9) 科目等履修生及び研修生に関する事項
- (10) 進級・修了に関する事項
- (11) 休学・退学・除籍・復学・再入学その他の学籍の異動に関する事項
- (12) 成績記録・学籍簿の作成及び保管に関する事項
- (13) 各種証明書発行に関する事項
- (14) 学生募集の企画・立案及び宣伝・広報に関する事項
- (15) 法科大学院要覧・学生募集要項の作成及び配布に関する事項
- (16) 入学願書の受付及び整理に関する事項
- (17) 入学試験志願者基本データ入力に関する事項
- (18) 入学試験の企画・立案及び実施の事務事項に関する事項
- (19) 入学試験の合否判定及び発表の事務事項に関する事項
- (20) 法科大学院適性試験実施に関する事項

- (21)法科大学院適性試験実施委員会に関する事項
- (22)法科大学院に係わる調査統計に関する事項
- (23)教授会その他諸会議に関する事項
- (24)予算編成に関する事項
- (25)非常勤講師に関する事項
- (26)その他、法科大学院の庶務及び教務に関する事項

リーガルクリニック室

- (1)法律相談受付・登録に関する事項
- (2)法律相談資料作成に関する事項
- (3)法律相談累加記録等に関する事項
- (4)法律相談事務連絡、調整等に関する事項
- (5)その他、リーガルクリニック室の事務事項に関する事項

(出典:学校法人近畿大学事務組織規程)

基準 9-1-3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

(基準 9-1-3 に係る状況)

学校法人近畿大学平成 24 年度事業報告書に基づき、法人全体の財政状況を分析する。平成 24 年度の消費収支は、帰属収入 1,299 億円、消費支出 1,186 億円、基本金組入 73 億円である。平成 24 年度の貸借については、固定資産 3,020 億円、流動資産 771 億円、資産の部合計 3,791 億円、固定負債 249 億円、流動負債 235 億円、負債の部合計額 484 億円、正味財産が 3,307 億円である。また財務比率ではないが、「運用資産余裕比率」については法人の 1 年間の支出規模に対して、どの程度資金が蓄積されているかを示す指標となることから、重要な指標と考える。平成 20 年度 523 億円、同 21 年度 486 億円、同 22 年度 583 億円、同 23 年度 663 億円、同 24 年度 774 億円と 5 年間で 251 億円の増加となっている。

別添資料 23「学校法人近畿大学平成 24 年度事業報告書」

「消費収支計算の状況」(p.7) 「貸借対照表の状況」(p.9)

「運用資産余裕比率」(p.13)

法科大学院では、毎月第 2 月曜日開催の定例教授会及び臨時教授会において審議した内容・意見等を「教授会運営に関する細則」第 5 条に基づき、学長、理事長に報告している。その報告時に意見等を述べ、管理運営や予算編成等に反映させている。また、教授会に先がけて開催する執行部会の協議内容等についても報告し、意見等を述べている。

【解釈指針 9-1-3-1】

資料「教授会運営に関する細則」

第3条 教授会の議事は、これを議事録に記録し、学部長がこれを保管するものとする。

第4条 教授会には、当該学部担当の教務次課長又はこれに代わる者が出席し議事の記録その他庶務に当るものとする。

第5条 学部長は、教授会終了後5日以内にその審議結果を学長、理事長に報告しなければならない。

(出典:近畿大学学園例規集)

2 特長及び課題等

(ア) 教授会を中核とした教員組織、法科大学院事務課による事務組織は専門職大学院にふさわしい独立性を備えており、教員組織と事務組織の間の連携は、法科大学院開設当初より非常に緊密である。

(イ) 基準9-1-3における法科大学院決算状況に現れているとおり、設置者は、本法科大学院の理念を深く理解し、研究教育活動を支えるのに十分な経費を負担している。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設、設備及び図書館等

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

(基準10-1-1に係る状況)

(1) 本法科大学院の授業を実施するために、60名収容の講義室を2室、30名収容の演習室を3室専用として使用し、さらに、60名収容のマルチメディア対応教室を1室共用で使用している。ほとんどの教室に移動式の机を配置し、科目の特性や履修者数に合わせて、効果的な授業が実施できるようなレイアウトで授業を行っている。同時限に開設する科目を原則3科目以内として時間割を作成し、可能な限り同じ教室で別の授業を連続して実施しないようにしているため、授業後の学生からの質問にも十分に対応できる。

講義室・演習室すべてに情報コンセントを設置し、また、講義室のうち1室にはビデオやDVD等のAV設備を常備し、教材等をプロジェクターで投影することもできる。さらに、マルチメディア対応の教室には、AV設備のほかに、授業収録システム及びサテライトシステムを備えており、会議や講演会等のイベントにも利用できる。

また、実習室として、実務基礎科目である「リーガルクリニック」を実施するために、リーガルクリニック室及びその準備室を設けている。リーガルクリニック室には相談ブースが4室あり、同時に4組までの法律相談を実施できる。また、「模擬裁判」を実施するための法廷教室は、本学法学部と共用の施設として、法学部棟(18号館)に設置している。【解釈指針10-1-1-1】

(2) 学生の自習室は9階に3室設置している。席数はそれぞれ75席・56席・59席の計190席あり、定員120名に対して、十分なスペースを確保している。全学生に書架とワゴンを備え付けた固定席を与え、専用の入退室カードを使って休日も含めて24時間の自習環境を確保している。また、全学生にノートパソコンを貸与し、共有のコピー機及びプリンターを設置し、TKC法科大学院教育研究支援システムを導入して、授業の予習・復習をサポートしている。また、8階に設置している法科大学院図書室も、専用の入退室カードにより、休日も含めて24時間利用できるため、自習時に必要となる文献や資料も常時利用可能となっている。このように、9階自習室と8階法科大学院図書室との有機的連携が確保されている。【解釈指針10-1-1-2】

別添資料6「平成25年度近畿大学法科大学院履修要項(Bulletin)」

p.59 近畿大学法科大学院自習室利用規則

p.61 近畿大学法科大学院学生ノートパソコン貸与規程

p.83 法科大学院教室等配置図

(3) 法科大学院図書室は法律専門図書室で、法科大学院棟内に416㎡のスペースを

有し、75,000冊の図書が収容可能である。利用者が閲覧あるいは自習に利用できる座席は45席設けられている。平成25年5月1日現在の蔵書数は、32,807冊（内訳は和図書19,575冊、洋図書2,330冊、製本雑誌10,902冊）であり、雑誌は、和雑誌315種、洋雑誌55種を継続している。図書・雑誌等は、教員の研究や学生の学習に必要なかつ有益と思われる内容以外にも、「リーガルクリニック」等の教育に利用可能な実務的内容の資料を備えるように配慮している。

さらに、法科大学院図書室では、法令、判例、文献及び外国法等の法情報データベースを30種類提供している。その多くは学内だけでなく、学外からもアクセスが可能である。そのほか、語学事典等のデータベース7種類も利用可能である。これらのデータベースは、図書室内文献検索コーナーに設置された利用者用パソコン5台で利用でき、法科大学院教員及び学生は備え付けプリンターで印刷ができる。なお、法科大学院図書室所蔵資料は、図書室に備え付けられたコピー機2台により、教員及び学生に貸与されたコピーカードを用いて複写ができる。法科大学院図書室に所蔵のない資料は、約148万冊を所蔵する中央図書館や相互利用サービスを用いた取寄せ等によって、利用することができる。【解釈指針10-1-1-3】

法科大学院図書室のカウンターサービスは、中央図書館の閲覧部門と同様に業務委託により行われている。担当する職員はおおむね司書資格を有し、図書館業務に精通しており、ロー・ライブラリアンとして教員の研究・教育及び学生の学習に必要な法情報調査・提供等を行うことができる。特に学生に対する学習支援として、新入生向けの図書館ガイダンスや主題別データベース講習会等を適宜実施している。【解釈指針10-1-1-4】

別添資料24「法科大学院図書室利用案内」

（４） 教員研究室は、8階に7室、9階に11室の計18室あり、各研究室の広さは約26㎡である。専任教員につき1室が備えられており、パソコン、プリンター、書架、ロッカーなどを完備している。また、非常勤講師室には全教員に専用ロッカーを設置するとともに、パソコン設置のブースを7席用意し、授業等の準備を適切に行うことができる。【解釈指針10-1-1-5】

（５） 教員が学生を指導・面談するのは、専任教員は教員研究室、非常勤教員は非常勤講師室を主として使用しており、それぞれ6人がけのミーティングテーブルを備えている。また、「リーガルクリニック」を実施していない時間帯は、リーガルクリニック室を学習指導室として利用している。この部屋の相談ブースは、グループでの指導・面談にも利用可能である。【解釈指針10-1-1-6】

（６） 一部の教室を除いて、法科大学院が使用している施設は、法科大学院の専用施設である。法科大学院図書室は中央図書館の分室であるため、本学全学生が利用対象者ではあるが、24時間利用、所蔵資料の貸出は、法科大学院教員及び学生のみが可能であり、法科大学院と中央図書館との連携の下、法科大学院教員及び学生の教育研究活動を最優先する方針で運営されている。【解釈指針10-1-1-7】

2 特長及び課題等

(ア) 本法科大学院の施設、設備は、法科大学院開設と同時に完成した校舎にあり、様々な機器を備え付けたマルチメディア教室や専用の自習室を擁するなど非常に充実したものである。法科大学院は校舎の8階・9階・10階を利用しており、生駒山を望み、眼下に東大阪市街を見渡すことのできる快適な環境である。

(イ) 自習室は3室に分けて190席用意し、収容定員120名全員が固定席で学習できる環境を提供している。専用の入退室カードにより、休日も含めて24時間利用を可能にしており、それぞれのライフスタイルに合わせた効果的な学習ができる環境である。また、「TKC 法科大学院教育研究支援システム」を導入し、全学生に貸与しているパソコンを使用して、授業の予習・復習をサポートし、必要な情報を電子掲示板で提供している。

(ウ) 教員研究室は学内他学部他学科の研究室と比較して広く作られており、学生との面談にも余裕をもって対応できる。非常勤講師室にはパソコン設置のブースを7席設け、授業などの準備を行うとともに、授業の前後に学生からの質問に答えるためのミーティングテーブルも設けている。

(エ) その他の法科大学院関連施設も、法廷教室を除いて、法科大学院棟の8階・9階・10階にあるため、図書室と自習室との連携をはじめ、各施設間で有機的な連携をもち、教員及び学生の研究・教育・学習に最適な環境を提供している。

(オ) 別に自習室が備えられているため、図書室内の閲覧スペースは45席確保するとどめ、資料の充実を念頭に設計し、75,000冊の図書が収納可能となっている。図書室は中央図書館の分室であるため、大学としては図書資料の重複所蔵を控える方針ではあるが、Law Libraryとしての機能充実を優先して、基本図書や利用頻度の高い図書、コア・ジャーナル等を中央図書館所蔵分と重複して所蔵している。

(カ) 「TKC 法科大学院教育研究支援システム」や各種法情報データベースは、全学生に貸与しているパソコンや図書室に設置している専用端末を使用して、学内外から必要に応じてアクセスできる環境にある。

第11章 自己点検及び評価等

1 基準ごとの分析

11-1 自己点検及び評価

基準11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

（基準11-1-1に係る状況）

（1） 本法科大学院では、自己点検及び評価を実施するための適当な体制を整備するため、自己点検・評価委員会規定にもとづき、自己点検・評価委員会を設置している。自己点検・評価委員会の実施体制は、平成17年度末に増員強化して以降、4名となっている。

また、自己点検・評価の活動は、自己点検・評価委員会が中心となって行うものであるが、その過程においては、教務委員会、入試委員会を始めとする各種委員会との間で協議を行い、評価項目や点検方法の確認、検討を行っている。【解釈指針11-1-1-2】

資料「法科大学院自己点検・評価委員会規程」

第1条 法科大学院に自己点検・評価委員会を置く。

第2条 本委員会は、法科大学院における教育、研究等の現況とその独自性についての自己点検・評価を適正に実施するとともに、自己点検・評価の結果が法科大学院における教育、研究等の改善に生かされることを確保することにより、法科大学院の使命の実現に貢献することを目的とする。

第3条 本委員会は、法科大学院長（以下、「学院長」という。）が委嘱する教職員をもって構成する。

第4条 本委員会に委員長を置き、学院長がこれを委嘱する。

第5条 本委員会の委員の任期は、2年とする。

第6条 本委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴き又は書面の提出を求めることができる。

第7条 本委員会の事務は、法科大学院事務課において行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。

(出典：法科大学院自己点検・評価委員会規程)

(2) 本法科大学院では、教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、下記の通り適切な評価項目を設定し、それに基づいた自己点検・評価を実施している。

法科大学院自己点検・評価規程では、第1条で、「法科大学院は、教育水準の維持向上を図り、法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について、2年ごとに自己点検及び評価を行う。」と定め、第2条で下記の自己点検・評価項目を挙げている。【解釈指針11-1-1-1】

- (1) 教育の理念及び目標
- (2) 教育内容
- (3) 教育方法
- (4) 成績評価及び修了認定
- (5) 教育内容等の改善措置
- (6) 入学者選抜等
- (7) 学生の支援体制
- (8) 教員組織
- (9) 管理運営等
- (10) 施設、設備及び図書館等
- (11) 自己点検及び評価等
- (12) 修了者の状況

上記の自己点検評価項目にもとづき、自己点検・評価委員会の活動の一環として、関係委員会、関係者、事務担当者などから意見を聴取し、あるいは、文書の提出を求める方法によって、2年ごとに『自己点検・評価報告書』を作成し、ホームページ及び刊行物の形で公表している。直近の『自己点検・評価報告書』として、平成23年度末に第4号を作成、公表している。また、『自己点検・評価報告書』において公表している研究教員の研究活動実績、実務家教員の各専門実務分野での活動実績等については、ホームページの研究業績データ (<http://rais.itp.kindai.ac.jp/researchdb/>) にも掲載している。

自己点検・評価報告書においては、教育活動等の改善のための課題や、認識された課題に対処するための議論や実際の取組の経過について詳細に記述するとともに、残されている課題については、「課題」として記述する部分を設け、さらなる改善に活用することを意図している。

別添資料25「近畿大学法科大学院自己点検・評価報告書 第4号」

(3) 自己点検評価の結果が、教育活動等の改善に活用されている。

報告書において明らかにされた課題については、教授会で報告し、主にFD研修会で改善方法等につき協議・検討しているほか、課題の内容に関連する委員会（たとえばカリキュラム関係であれば教務委員会）及び自己点検・評価委員会が連携協力して改善方法を検討している。【解釈指針11-1-1-2】

資料「近畿大学法科大学院自己点検・評価規程」

第1条 法科大学院は、教育水準の維持向上を図り、法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について、2年ごとに自己点検及び評価を行う。

第2条 自己点検及び評価の項目は、次のとおりとする。

- (1) 教育の理念及び目標
- (2) 教育内容
- (3) 教育方法
- (4) 成績評価及び修了認定
- (5) 教育内容等の改善措置
- (6) 入学者選抜等
- (7) 学生の支援体制
- (8) 教員組織
- (9) 管理運営等
- (10) 施設、設備及び図書館等
- (11) 自己点検及び評価等
- (12) 修了者の状況

第3条 自己点検及び評価の結果については、外部評価委員による検証を受けるものとする。

第4条 外部評価委員は、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する大学関係者もしくは法律実務家を含む学外の有識者とする。

第5条 外部評価委員は、若干名とし、任期は3年とする。

第6条 外部評価委員は、法科大学院の推薦に基づき学長が委嘱する。

第7条 外部評価委員は、次のことを行う。

- (1) 法科大学院がまとめた自己点検・評価報告書の内容分析等の書面調査
- (2) 自己点検・評価報告書に基づく事情聴取、授業観察、施設・設備の視察、学生インタビュー等の実地調査
- (3) 調査結果の報告

第8条 自己点検及び評価に関する事務は、法科大学院事務課において行う。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月8日から施行する。

(出典：近畿大学法科大学院自己点検・評価規程)

基準 11-1-2

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

(基準 11-1-2 に係る状況)

本法科大学院における自己点検・評価の結果について、外部者による検証を受けるため、外部評価委員の制度を導入している。

外部評価委員は3名で、本学の教職員以外の者で、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する大学関係者もしくは法律実務家を含む若干名を法科大学院が推薦し、それに基づき学長が委嘱するものとしている。この委員は、(1)本法科大学院自己点検・評価委員会がまとめた自己点検・評価報告書の内容分析等の書面調査、(2)実地調査(自己点検・評価報告書に基づく事情聴取・質疑応答等、授業観察、施設設備の視察、学生インタビュー等)、(3)調査結果報告書の作成を行う。【解釈指針 11-1-2-1】

外部評価委員による評価は2年ごとに実施することとなっている。直近では、平成24年度に、同23年度末に作成した『自己点検・評価報告書』第4号をもとに実施された。

上記の書面調査、実地調査を適切に経て作成された『近畿大学法科大学院外部評価報告書』の内容は教授会において報告され、それにつき議論を行い、改善のための課題等を検討している。

資料「近畿大学法科大学院自己点検・評価規程」

基準11-1-1(本評価書 102 ページ)参照

資料「平成24年度外部評価委員」

久保井一匡 氏(弁護士)

深田 三徳 氏(同志社大学名誉教授)

大山 隆司 氏(京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻教授)

(出典:法科大学院ホームページ)

別添資料25「近畿大学法科大学院自己点検・評価報告書 第4号」

1 1 - 2 情報の公表

基準 1 1 - 2 - 1

法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

(基準 1 1 - 2 - 1 に係る状況)

(1) 本法科大学院の教育活動等の状況等については、法科大学院パンフレット及び募集要項等の印刷物や、近畿大学法科大学院のホームページにおいてその情報を公表している。法科大学院パンフレットは毎年5月に発行し、募集要項は6月に発行している。ホームページでは、新しい情報を随時「新着情報」の欄において提供しており、さらに「自己点検・評価」の項目では、2年ごとに作成している『自己点検・評価報告書』や、外部評価委員の評価結果など、自己点検及び評価の結果等の情報も掲載している。なお、平成24年にはホームページをリニューアルし、情報へのアクセスがより容易になるよう改訂したところである。

上記の媒体においては、重要事項がすべて掲載されている。【解釈指針 1 1 - 2 - 1 - 1】

年度ごとに作成する法科大学院パンフレットには、(2) 教育の理念及び目標、(3) 教育上の基本組織、(4) 教員組織、(8) 教育課程及び教育方法、について概要を記載しており、また、募集要項には、(6) 入学者選抜、(7) 標準修業年限、(9) 成績評価、進級及び課程の修了、(10) 学費及び奨学金等の学生支援制度、を記載している。パンフレット及び募集要項は、入試説明会参加者、来訪者、法律相談依頼者等に配布している。ホームページにおいては、上記の事項のほか、(1) 設置者、(5) 収容定員及び在籍者数、(11) 「修了者の進路及び活動状況」についての情報等も加え、パンフレットよりも詳細な内容を記載している。

シラバス、Bulletin には、教育課程や成績評価についてさらに詳しく記載している。

パンフレット、募集要項、シラバス、Bulletin は、法科大学院事務課の学生相談カウンターに開設当初からの10年分が備えられており、事務課への来訪者は常時閲覧が可能である。

(2) また学内外で随時開催している入試説明会においても、本法科大学院のめざす法曹像、修業年限及び修了要件、成績評価及び進級基準、少人数教育や演習方式中心の教育方法、教育上及び経済的支援体制、教員や設備の概要を説明しており、またこのような説明会の開催については新聞広告その他で社会に広く周知を図っている。

別添資料1「近畿大学法科大学院 2014(パンフレット)」

別添資料19「近畿大学法科大学院募集要項 2014」

近畿大学法科大学院ホームページ参照

<http://www.kindai.ac.jp/lawschool/>

(3) 教員の研究・教育・社会活動については、非常勤教員を含めてホームページにて公表している。また、専任教員については、パンフレットの教員紹介にて主な研究活動を掲載している他、前掲 1 1 - 1 - 1 に記載した『自己点検・評価報告書』〔2年ごと

の公表〕の第2部において、専任教員の最近5年間の研究活動・成果、最近2年間の教育活動、最近2年間の学外活動を公表している。【解釈指針1 1－2－1－2】

基準 1 1 - 2 - 2

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準 1 1 - 2 - 2 に係る状況)

法科大学院設置認可申請書、教授会記録、教務関係記録、定期試験問題・答案、入学試験問題・答案、法科大学院パンフレット・募集要項、授業アンケート結果、ピア・レビュー報告書、自己点検・評価報告書等の評価の基礎となる情報については、法科大学院長、各種委員会、法科大学院事務課によって収集を行い、法科大学院事務課内及び同一建物内 8 ～ 10 階にある倉庫にて適切に保管している。

これらの資料は、近畿大学文書保存規程に則り、永久保存、10 年保存、7 年保存、5 年保存及び 1 年保存の 5 種に分けて保管しているが、評価の際に用いた情報については、「近畿大学文書保存規定」第 3 条 (4) に基づき、評価を受けた年から 5 年間保管することとしている。【解釈指針 1 1 - 2 - 2 - 1】【解釈指針 1 1 - 2 - 2 - 2】

資料「近畿大学文書保存規程」

(保存期間・種別)

第 3 条 文書の保存期間は、法令又は別に定めるもののほか永久保存、10 年保存、7 年保存、5 年保存及び 1 年保存の 5 種とし、その種別は次のとおりとする。

- (1) 永久保存 (種別は省略)
- (2) 10 年保存 (種別は省略)
- (3) 7 年保存 (種別は省略)
- (4) 5 年保存
 - ア 短期間(数年間)後例となる書類
 - イ 短期間効力の継続する書類
 - ウ 重要な往復文書など供覧文書
 - エ 各課文書収発簿
 - オ その他 5 年間保存を必要とするもの
- (5) 1 年保存 (種別は省略)

(保存場所)

第 5 条 保存文書は、安全な場所に確実な方法で保存し、紛失、災害、盗難等の事故に備えて十分な予防措置を講じなければならない。

2 特に重要な文書は、保管に留意し、非常の場合には、他に先んじて持ち出せるよう見やすい位置に「非常持出」の表示をするものとする。

(出典：近畿大学文書保存規程)

2 特長及び課題等

本法科大学院においては、自己点検・評価の体制が整備・強化されており、活動の継続性も維持されている。

『自己点検・評価報告書』は、平成17年度の第1号から平成23年度の第4号に至るまで、2年ごとに着実に作成・公表され、改善すべき点が確認されている。また、『自己点検・評価報告書』にもとづき、平成18年度の第1回から平成24年度の第4回に至るまで、高い実務的見識を有する3名の外部評価委員による外部評価も適切に実施されている。

自己点検・評価委員会を中心とした体制整備により、自己点検・評価活動の計画、実施、点検、改善を継続的に、また関連委員会等との連携により組織的に実施している。

さらに、教授会を中核とした教員組織、法科大学院事務課による事務組織は専門職大学院にふさわしい独立性を備えており、教員組織と事務組織の間の連携も非常に緊密かつ効果的に機能している。

設置者は本法科大学院の理念を深く理解し、研究教育活動を支えるのに十分な経費を負担している。

今後も、自己点検・評価にもとづいてさらに継続的にカリキュラム等の各種改革を検討する必要がある。また、FD研修会を開催して専任教員全員で時々の問題点を検討してきたところであるが、意見交換や議論にとどまらず、より組織的かつ実効性のあるFD活動を、なお一層精力的に進めていく必要がある。

自己評価書別添資料一覧

近畿大学法科大学院

No.	資料名
資料1	近畿大学法科大学院2014(パンフレット)
資料2	平成24年度成績評価分布表
資料3	法学部履修要項(平成25年度)
資料4	大学院法学研究科履修要項(平成25年度)
資料5	平成25年度近畿大学法科大学院授業計画(シラバス)
資料6	平成25年度近畿大学法科大学院履修要項(Bulletin)
資料7	リーガルリサーチレジュメ
資料8	開講前補習レジュメ
資料9	法科大学院時間割表(平成25年度前期・後期)
資料10	休講・補講一覧(平成24年度)
資料11	リーガルクリニック実施要領・誓約書
資料12	エクスターンシップ実施要領・誓約書
資料13	エクスターンシップ協定書
資料14	法科大学院生教育研究賠償責任保険のご案内
資料15	成績評価基準(平成24年度前期・後期・平成25年度前期)
資料16	平成24年度法科大学院GPAランキング
資料17	平成24年度前期・後期科目別成績得点分布表(グラフ)
資料18	平成25年度A日程法律科目試験問題
資料19	近畿大学法科大学院募集要項2014
資料20	入学前配信メッセージ
資料21	近畿大学学園ハラスメント防止のためのガイドライン
資料22	学校法人近畿大学事務組織
資料23	学校法人近畿大学平成24年度事業報告書
資料24	法科大学院図書室利用案内
資料25	近畿大学法科大学院自己点検・評価報告書 第4号
資料26	KINKI UNIVERSITY LAW SCHOOL Syllabus 2012
資料27	KINKI UNIVERSITY LAW SCHOOL Bulletin 2012